十世紀から十二世紀半ばにおける武官の追捕

染井千佳

はじめに

追捕や武芸での奉仕を担った官職を指す。 古代の武官は、内外巡察・各所の警衛を担当した衛府や馬寮・弾正台など、武装して乱闘や殺傷事件の犯人を捕らえる

う武力行使の側面は顧みられなくなる。これは地方でも同様で、国衙軍制の動員・臨時の追捕使派遣は、(⑤) 士化に伴い変質する。武士の成立が武官の武力を形骸化させたことには概ね賛同できる。 紀に武士身分が成立すると、検非違使・衛門府の追捕も減少すると考えられ、儀式・呪術的な役割を強調され、武官が行 度が完成する。 九世紀初頭の律令衛府制度改定による六衛府制度確立以降、令外官である検非違使・滝口・北面の成立によって武官制(ミ) 追捕は検非違使と衛門府とに集中し、 他の武官は近衛府を中心に儀仗兵としての役割を主とする。 在庁官人層の武

使 国衙機構への奉仕が政治的に意味を持つことは知られているが、根源となる武官の武力についての検討は不十分である。 武士論の立場においても、 『・滝口・北面に多数の武士が就任したことは知られている。また、権門勢力の伸張に伴う摂関期・院政期の社会変化の このような理解の中で、武官の武力については詳細な検討がなされてこなかった。古代の政治体制の中で、年中行事 近衛府系武官の弓馬芸・武具が武士の武芸に影響を与えたこと、(8) 左右衛門府が兼任した検非違

ばかりで、詳細は明らかでない。 中で、検非違使を中心にした治安維持や権門の権力行使について触れられるようになってきている。武官研究がいまだ不中で、検非違使を中心にした治安維持や権門の権力行使について触れられるようになってきている。 十分な中、これらの論は非常に有効であるが、 官職・制度史からの見解である。いずれも武官の武力の実際は概括される

行使・保有にどのような影響も与えたのかを考察したい。一般に、武官は古代的な権力装置として捉えられている。 ではなく、追捕に着目した。また、十世紀から十二世紀半ば(保元の乱)の、諸権門成立に伴う社会情勢の変化が、 の武力を明らかにすることで、治安維持の実際を明らかにするにとどまらず、古代の官職制度が中世の武家政権の成立に 本稿では、これまで漠然と理解されてきた武官の実態を武力から明らかにするため、武士発生論で着目されてきた武芸 武力

追捕の実態

どのように影響を与えたかを考察する一端となれば幸いである。

追捕の主体

多寡から指摘することは難しい。 ており、 めである。三○四例中八○例を永久二年の記事が占めているのは、検非違使別当であった藤原宗忠の『中右記』が残存し るが、史料とその性格によって偏りがある点は留意しなくてはならない。これは史料の伝存と記主によって偏りがあるた は除外した。また事件の発生が解っても、 たものである。 表1は、宇多朝の寛平年間(八八九)から保元の乱(一一五六)までの期間に起きた強盗・殺人・乱闘を時代順に並 かつ宗忠が詳細な記事を残したことに起因する。事項は記主の関心に左右され、 動員の規模が大きい天慶の乱・忠常の乱・前九年の役・後三年の役にかかわる事例、(5) 追捕・捜索の実情が不明な場合は掲げていない。管見の限り三〇四例が該当す 時期による違いを事例の分布や 表2に別掲した強訴

十~十二世紀半ばの追捕を律令官制・令外官による分布から見ると、 ほとんどの事件で武官が追捕・捜索に当たってお

摂関期・院政期による時代的なばらつきも見られないことがわかる。追捕においては、 (12) 保元の乱頃まで、武官が主体

ち他の官職が捕えた犯人が最終的に検非違使に引き渡されることが影響していると考えられる。同じく京内警備を担う六 的役割を果たしている。理由としては、(33) 的役割を担っていたことが言える。 活躍する武官のうち、 最も数が多い武官は衛門府を兼任する検非違使官人であり、とくに衛門尉を兼ねる追捕尉が中心 | 検非違使が強殺二犯の取締を主な対象としていること、犯人追捕後の裁判権を持

近衛府 衛門府・検非違使に比べ少ない。 (15) (表1-10 15 23 49 55 68 84 /97/110/117/129) や兵衞府(表1―3/48/70/78/84/ 168

274 294 は、

事発による違い

解る。 衛門府 本節ではこの点から考察する。 ・検非違使が関わる事項と、そうでない事項の違いは何か。確認すると、事発の場所によって偏りがあることが

が起きた際、 原則として、強盗・殺人・乱闘の取締は、 制止を加えるべきは所管官司であり、所管官司が文官であれば武官が副えられる。(ユト) 事件の起こった場所(以下事発)を担当する官司に責任がある。 盗難や乱闘

33 もっとも端的にあらわれるのが二一例ある夜行の警備場所である(表1―4/5/12/15/18/23/24/28/29) /103/11/175/20)。表1―23天慶二年四月の夜行では「今,,六衛府・左右馬寮等,、(18) 30

盗 , 」(『貞信公記』同年四月二十九日条)とあるように、夜間、 35 37 38/42/45/57/ 京中の群盗を武官・馬寮に捜索させている。この時の分((5)) 搜一索京中

担 使が担当している。 朝世紀 は 「先召,,左右検非違使等」、密々仰┗可」固,,会坂・ 同年四月二十九日条) 隨兵 平安京内の夜行については院政期まで同様の場所による区分があるが、 隨 差文 罷出、 と、 宮中は近衛番長以下、京内は六衛府、 搜一索京中一、 又有 龍華越・大江 ||蔵人|、仰||小舎人左右近番長巳下等 Щ Щ 会坂・龍華越といった平安京の境や外は検 .崎・淀等道 | 之由 ..'、 表1―38のように保長が関 次召 搜 ||索宮中司 諸 仰」之、 作非違 巳時 57号 4

が る

動員されるようになる。

のは初期の段階のみで、次第に検非違使・諸陣に加え「募

||権門高家||(表1―175、

『殿暦』康和四年一〇月一九日条

六例は 警衛に当たっ 官が必要であり、 昇進などの褒賞がある 平安京内は衛門府とその兼任である検非違使がほとんどを占める。 捕にも場所が関わるであろうか。 下人等の闘争 この時 滝口 た。 の活動が宮中か齋院に限定されている。 0 宮中ではしばしば群盗の侵入(表1-群盗侵入をきっかけに滝口紀惟光を長く宿直とする宣旨を下したことがわかる。 滝 現行犯を取り逃がすと叱責があった 口が宮中に弓箭を持ち込んでいたことは明らかである (表1-33 (表1 106 49 116 51 71 まず宮中は、 以上、 79 82 89 宮中事発は陣直と滝口が追捕に当たる原則が確認できた 令制下より舎人や陣 齋院の警備については表1──10から、 (表1-84 43 58 69 97 101 122 101 84 数が多いため、この点は二章で触れる。 直 ② と い 104 123 (表1-125 106 一方、 った近衛府・ 135 116 58 時代が下って新設された滝口 106 168 120 110 198 滝口二人が宿直に当たってい 兵衛府の下級官人が宿 138 120 が起きるため、 146 場合によっては賜禄 149 138 170 151 153 警護 も宮 直 158 5 0)

る される ってい 平安京外については、 10は後述するように春日使の警護、 他に近衛府官人が追捕に関わる使命を帯びて京外に出る例は管見の限りではない。 53 63 70 先の表1―23で京近郊に検非違使が派遣されたように、犯人が京外にいる場合に検非違 73 75 111 29は部領使が日記を在地から持ってくる事例であり、 130 137 200 /224)。これとは別に、表1 10 129は近衛府 相撲節会部領使 からの 0 使が 派遣で 派

に下されたと思われる。 旨か官符が当該国司に下り、 らわかるように、 しながら在地では、 武官の京外派遣については、派遣される検非違使がそれぞれに一人から三人の従者や火長を率いた (表1-国司による追捕が一般的である。 第一節で挙げた表1-2/14/27/36/41/46/3/70/16/19/173/208/28/287 国司が在庁官人を動員して追捕するか、派遣された検非違使が当たり、 在地においても現地主義が取られ、大きな合戦に発展しない限り、 追捕後には京内の獄 /295の事例 130 宣 か

社内で裁かれた後、 るものの、 風 ラブルも、 人の扱いであるが、本主が下手人を差出し、または私的制裁を加えていたことは先行研究でも知られている。 (※) 145 〔聞があったために取られた措置であり、平安京から大和春日社に向かう春日祭使には従来から近衛府官人が同行してい のように複数の寺社にまたがる場合、 いてもほぼ同じで、寺社地での殺人・口論が発展した傷害事件・窃盗侵入・神人や悪僧の犯罪は、別当などを通して寺 最後に、権門への介入について、 特記されていることが注意される(『西宮記』六)。強訴については二章で述べる。 朝廷が訴えを受けている。表1―10は春日祭使に近衛府官人を付した事例であるが、 世俗と宗教に分けて触れておく。 朝廷が裁定に乗り出し、武官が派遣される。 世俗権力としては摂関家を始めとする権門勢家の 207 表 1 185 / 210/260/263/288/303)。表 1 これは大和国内で群盗 /39のような荘園を巡るト 寺社勢力に

を超えて個人が応対したのではなく、 たることの多かった官職は、 検非違使・衛門府官人である。また事発によって官職に違いがあることは、事件に対し官職 官職によって緩やかに制限されていると言いかえられる。

以上、

検非違使・衛門府と近衛・兵衛府、

国司の対応が、

事発によって緩やかに分かれていたことが言える。

3、追捕の手続き

本章の最後に、 追捕の実際について、どのような手続きを経て武力行使がなされたかをみておく。

追捕

『小右記』万寿元年三月十一日条

は別当を経由したのではないかと考えている。なおこの時の検非違使別当は、

左衛門命婦 通 不」可」然、 其矢射」自」背、 上馬、 十一日、戊戌、 大刀・絹三疋・ :: 盗人 . 、 〈永昭僧都〉、又見」之、(ホ) 夜深与 門左右腋有」人、 申云、 挙 亦有 |近辺||可」企||捕得之謀||者、(ハ)| 命婦子顕長朝臣被」催||使官人等| 、 糧 少許当 検非違使左衛門尉 得 者 太皇太后宫仰 頭長 〈絹巻」身、 顕長 、盗落、 驚而帰入、(へ) |可、免、母者、 米納」囊付 が 頭輔 (藤原) 就」中禅門仰云、 此間 芸 此間臨 即追却、 ·射、矢如、雨、 昨日 腰〉、 顕長 夜、 盗 |乗」馬、 家人等皆悉与」盗、 次開出行之間、 **イ** 顕長入,,戸内,脱,,母難,、(ニ) 不」可」捕、只早官人等可,, 罷去,者、 六隻立」身即死者、 顕長乗」鞍、 依 (道長) 未 展) (賴通) 聊許開」戸見、 ,及,町使官人随兵 盗騎 馬尻、 其後別当来談、 使官人等不」能 陳」可」相二代母命婦 | 之由 馬称 盗云、 此間閉」門不」入 〈後聞、 | 駑馬由 (口)別当仰云、 可レ得 大略 如 _ 早 直 不り得、 上馬・ 方郎等〉 捕 顕輔 雑人、 言 鞍并弓箭 依 其後引二出 黙而捨 じ被 如 優 令 雨

取り囲むことはしばしば起きており、ここでも強盗の侵入した住宅を取り囲んでいる。(②) 婦宅に逃げ込んだこと、 実資は事件が収束してから報告を受けたが、前夜、 検非違使らがその住宅を取り囲んだことは聞いていた(同十日 検非違使が強盗を追捕していること、 条)。 その強盗が平安京内の左衛 追捕の検非違使が住

射問顕長左方手拇已被

射切 云々、

後略

行った。 険を避けるべく検非違使を制止したようだ。(ロ) 表 1 124の場合、 強盗は馬と武具・ ₹ 強盗が命婦を人質に取った。この命婦は中関白家藤原伊周の未亡人であり、 絹・食料を要求 別当経通は事態の収束を計り、 (ホ) 深夜になると人質を連れ宅から出た。 () 命婦の息子 <u>^</u> (顕長)と人質交換を 住宅を取り囲んでい 道長らが命婦 0) 危

記主実資の甥にあたる藤原経通である。

た検非違使官人らが雨の如く矢を射かけ、 強盗を殺害した。

よって拘禁される。 非違使庁 本主のもとで拘禁されるかは場合による。なお追捕に成功した武官は、しばしば賜禄された(表1―9/22/40/78/105 者・加害者双方から日記が提出される。 の事例は現行犯で追捕されているため、事前の文書発給手続きなどはわからない。通常だと事実確認のため、 (或いは別当宅)に呼び出して訊問 訊問ののち、承伏(罪を認めること)すると量刑が確定する。ここで検非違使庁の獄に下されるか、 同時に、検非違使 (勘問・召問・拷訊) する。ここで疑わしい者は獄に下されるか、本主に (衛門府官人)を現地に派遣し、 あるいは被害者・加害者を検

判断は別当や現場で行われている点を指摘したい。 天皇・院・摂関家の追捕への介入が指摘されているが、この事例からは、 別当は官職にある間、 尉官以下の検非違使らを指揮・統制して追捕 別当を経由して介入すること、 また最終的

当たったと言える。

106

116

162

様、 また、(へ)部分からは、 武装には弓が用いられていた点を強調したい。 衛門府官人・検非違使らが率いた兵が弓で武装していたことがわかる。また先に見た滝口同

以上から、 武官による十~十二世紀半ばでの追捕の様相をまとめる。

響している。また在地や寺社間の問題解決に派遣される武官も、 ①検非違使の役割が大きい。これは検非違使の職掌が追捕で終わらず、その後の糾弾も職掌として含んでいることが影 ほぼ検非違使である。

遺の形を取る。 ②武官の職掌によって管轄が決まっている。宮中は近衛・兵衛、 在地では国司が主導する。 原則として平安京外に派遣されるのは検非違使である。 平安京内は衛門府と兼任である検非違使で、

口論が過熱して抜刀し、傷害事件に発展すると、これを取り押さえる際、

派

③武官は弓箭で武装する。

京外には

弓が非常に強力な

武器であった。

を果たしていたこと、その状態が保元の乱直前まで続くことが言える。また、武官でも特に検非違使・衛門府の活躍が大 史料の残存状況に偏りがあるため、大まかな傾向を読み解くにとどまるが、 少なくとも武官が追捕において大きな役割

武官と追捕

きいのである。

1 追捕と武官

本章では武官の持つ武力について、事例の多い検非違使・衛門府を中心に考察する。

捕においてはそれを発揮することが求められていた (表1-53/14/13/15/16/24)。

追捕に現れる武官は、前章で挙げたように、追捕尉とその郎等が多い。尉官は大なり小なり組織だった武力を持ち、

まず本節では、事例数の多い追捕尉を中心に、追捕における武力の主体を考えたい。 事件が起きれば現行犯で取り押さ

えることが一般的であったこと、警備に当たる際に武官毎の担当箇所があったことは前章で述べた通りである。では犯人

をその場で確保出来なかった場合はどうなるであろうか。

将来し、尋問(場合によっては拷問)を加え、犯人が罪を認めれば(承伏)、獄や政所に下す。この時の事情調査に際し(窓) 始めとする検非違使官人に犯人追捕を命じる。犯人が捕獲されると、追捕尉本人か明法官人が、使庁か別当の家に犯人を 多くの場合、天皇・院・摂関から検非違使別当に犯人を追捕するよう指示がある。別当はその指示によって、 追捕尉を

等が強盗犯に向って矢を射ている。表1―131は検非違使の藤原顕輔らが従者を連れて大和に派遣されている。 追捕尉を始めとする武官は、追捕に当たっては自己の郎等・従者を連れて対処した。表1――(窓) 24では検非違使平直方の郎 表 1 157 は

て提出される書類が日記であることは、第一章三節で指摘した通りである。

お茶の水史学 57号

尉官らが追捕の際に感神院で濫行して解官になった例であるが、尉官・府生が派遣されたことが解る。看督長や火長など の実態は不明な点も多いが、武官による追捕での武力行使の一端が窺える(表1―9/4/53/66/61/66/87 109 /12/13/13/17/191/191/23/24)。追捕尉は職務を果たすため、動員可能な郎等を組織し、 犯人逮捕のための武 98 101

検非違使は連行されてくる犯人を受け取ることも多い。藤原宗忠が検非違使別当であった時期、 連日のように記録

芸を身につける必要があった。

門間で下手人を厩などに拘禁する私的拘禁(表1-18)、権門の指示と介入がしばしば起きていることは確かである。 本主が検非違使庁や別当・官人宅に連行する事例である。摂関期以降、 権門の家人による事件が頻発し、 その際に権

が、それがすべてではないことは指摘しておきたい。

また表1―28より『中右記』元永二年十二月二十七日条を次に引用する。

の給獄・受取が検非違使の職掌であることは前に述べたとおりである。 ここで注目されるのが、備前の国司である平正盛が海賊の首を進め、 廿七日、 (略)、今日備前守正盛、 切;,進鎮西犯人首,云々、但正盛不」具、 武官の検非違使が受け取っている点である。犯人 海賊の処刑そのものは正盛が行っているのだが、 以,,郎等,進、 於二六条末河原 検非違使受取

ŋ ある。その一方で、院政期では武力行使と犯人拘束に分業される傾向もまた読み取れよう。(ヨ) 日常的に行われる追捕の武力行使は、検非違使別当が追捕尉に指示を出し、追捕尉が保有する郎等を動員して行ってお 権門の介入が武官の職掌すべてに対して影響を与えたとは言えない。武官には追捕のための武力が備わっていたので

捕えた犯人を検非違使に引き渡す認識がみえる。

2、強訴

院政期にやや見られた分業化の傾向は、 武官の弱体化が反映された結果であろうか。第一節で見た表1の事例は、 強

盗・殺人が主であり、 が たい。では、 大規模な軍事動員においてはどのようであったのだろうか。本節では大規模な武力行使として強訴を取 追捕に際して多勢の集団を取り押さえる必要がないものである。そこでは分業化の傾向は見い だし

上げ、武官の役割を考察する。

ため、 院政期においては、 大規模な動員が京近郊でしばしば行われた。 権門の一つである寺社勢力が示威行動に出る強訴が頻発しており、 強訴は武士台頭の要因の一つに数えられるが、実際に公権力はどのよ 寺社権門の武装集団を取締まる

うな軍事動員で対処したのだろうか。 表2は、十~十二世紀半ばの強訴のうち、 追捕・ 捜索に当たった人物がわかる二一例である。 まず表2―11を挙げる。

「中右記」 永久元年四月二十九日条 藤原宗忠が検非違使別当であった時期の延暦寺強訴である。

源光国并大夫尉 平 盛 重 於山西坂下,、被¸止,,山大衆下向,煩雖¸不,,得心,、被¸射,,興福寺大衆,了、予不,,仰下,何事之有共 遂以合戦、 天下武者源氏平氏輩、 (略) 射-殺数十人,畢、 天台法相欲 ||合戦|、仍公家互遣 皆為レ禦 是依 群議 南京大衆 院所 遣 |仰下 | 何事之有哉 指遣 軍士 宇治一 也、 欲」被 但検非違使者可」被 坂辺 制止、之処、 也、 如」此時 此中検非違使平正盛 又及,,如,此事,、 亦 仰 加 別当 言 也、 只中心慎許也、 (中略) 而今度不」被 源重時 武士丹後守正盛以 平 -忠盛 又遣 仰 行向 別当 出羽守

二一例中五例 非違使を辞して丹後守であり、 傍線部が表2―11で動員された武力である。このうち検非違使が源重時・平忠盛・藤原盛重である。 (表2-2/4/5/13) 出羽守源光国は美濃源氏で、これ以前に検非違使の経歴を有している。 /16) あり、 追捕と違って、棟梁クラスの京武者が占めている。 このような事例は 平正盛はすでに検

也、

(後略

士」「源氏兵士」のように、武力行使に長けた者を用いるような表現は、 また「天下武者源氏平氏輩」のような曖昧な表現が古記録でしばしば見受けられる。 追捕では三〇四例中七例のみ見え、 官職や名前を明確にしない 時期の 偏 · 武

訴でも検非違使が活躍したと認識されている。 (33) 員が明記されていないのは、表2―1/6/9/ 10 しかしながら追捕とは異なる武力が用いられる一方、 「募権門高家」/295 、17/18/19)。官職に関わらない動員からは、強訴に際して、武士・京武者の武力が期待されたことが読み取れよう。 (表1-35 「国内猛者」)。これに対して強訴では二一例中一○例を占める(表2―1/4. 「堪武官人」/41「堪武芸之輩」/45「堪武勇五位以下」/55「武芸ノ者」/80 、17/19の五例のみ)。記主による関心の濃淡はあろうが、 検非違使を中心とした武官もまた併用されている /5/6/7/9 一可然人々」 (検非違使の 貴族層には強

犯人を梟首する立場であり、他には史料に見えず、 兼・安倍資清は、 梁級の武士の 日常的に追捕で武力行使を行う武官の武力が、非常時である強訴への対応にも有効であったと考えるべきである 武官の武力が武士のそれに比べて貧弱であると見るならば、 血筋であることが解る人物以外で強訴に動員された者のうち、 永久二年を中心に追捕での武力行使が多数判明している。 /194/195/196)。表2―2宗岡信良は、 武力行使が不明な武官である (表1―18)。このような事例からは、 古記録中に頻出する武官は注目するに値しないだろう。 前掲史料の藤原盛重は、 表2―12大江行重・伴有貞・ 追捕では源義綱が連行してきた 白河院の北面と検 藤原盛道・

姿ではなく、前章表1―24の経通同様、 則としては別当が検非違使官人に指示する立場であったのではないか。 なお前掲史料破線部は、院が検非違使らへ直接指示したことを別当宗忠が批判した部分である。強訴などの場合も、 官人指揮を別当の職責として受け止めていたと言える。 権門勢力の検非違使庁への介入は、 本来あるべき 原

方で追捕同様に武官の動員がある。 第一章で見たように、 のような曖昧な表現での動員も稀である。そこからは強訴という非常事態における動員の特殊性が窺えるが、 通常の追捕であれば、京内での武力行使に武官以外が動員されることは少なく、「武士」「 また平正盛・源光国のごとく、 国司で動員された者の中には武官を経て受領となった その 「源氏

者が

強訴の対応からは、武官が弱体化したとは考えにくい。

十世紀から十二世紀半ばにおける武官の追捕

していることを確認した。 以上、 大規模な武力行使として強訴を取り上げ、受領クラスの武士と、検非違使を始めとする武官がともに強訴に対処 強訴のような京近郊での非常事態において、 武官の武力は有効であり、決して劣るものでは

3 追討にあたる武官の出自

武官が有効な武力として機能したのである。本章の最後では、武官、とくに武力行使の主体となる追捕尉の出身から、 前節まで、 武官の武力が決して弱体化していないことを述べてきた。 日常的に行われる追捕や、京近郊での強訴には、 行

三五名、 管見の限りでは尉官以下の武官・随身で個人名がわかる者は一五三名いる。このうち源姓一五名、 他姓七一名、 名か姓しかわからない者が十名いる。列挙すると、次のようになる(*は院政期の武官)。 平姓二二名、 藤原姓

使・保有する武力の実態を明らかにする。まずは表1にあらわれる人物の出身を整理しよう。

致明・致節・忠良 (文徳)、満季 (清和)、 頼国・ 頼資 (摂津)、光信*(美濃)、為義*・義康*・義成* (河内)

源姓

重時*

(満政流)、頼方*、

資経 *、

仲正、

家宗、

平姓 時経 (仲野親王流)、 親信・永昌・致方・宗実*・孝 (教) 成 (高棟王流)、 盛兼* (繁盛流)、

中方・ 直方 (維将流)、正弘 *・正輔・忠盛 * (正衡流)、 盛基 *· 貞度 * (維盛流)、 維綱 * (貞衡流)、

兼季* (貞季流)、盛重 *·家貞 * (季衡流)、時通、 真重、 兼政* 助永*、

【藤原姓】宗相・成国・孝善*(魚名流)、輔公・行正・公政 盛重 * (良門流)、 陳泰(良仁流)、公業 (有国流)、忠親・経仲*(貞嗣流)、 (山陰流)、文行 (秀郷流)、維風・惟佐・永実*(長良流)、 顕輔 (時平流)、

兼任 (南家真作流)、忠見、為長、 親兼 *、 令明 * 盛道 *、 盛通 * 基頼、 文方、連遠、惟正、永資、至孝、 致時、 友良、忠道、 義綱、 以親、

他姓 県犬養為政、 石生秋郷、 大江行重*、大中臣忠行、 茜忠宗、 朝原善理、飛鳥部好兼、 大原忠宗、 足羽忠俊、 息長信忠、 安倍信行・守良・資清*、 小野維幹、 笠良信、上毛野忠時、 粟田豊道、 甘南備保資 生江定澄

紀惟光・宣明・正方・守親、 清原忠重 *、日下部重遠·清武、 内蔵経則 *、惟宗博愛、 坂上時通・明兼

伴有貞*、 下毛野公忠、 豊原為時・時真*、 菅原孝標、多治比菊本、橘惟弘・則光・季任・説兼*、多米国遠(定)、爪清渕、 中原成道 (通)·範政*·明兼*、 錦文明、 錦春蔭、 能登公蔭、丈部保成 当世基宗

美努伊遠・理明、 美麻那近政、 宮道式光・兼政*、 宗岡信良*、身人部保武、 村上重基、 若江善邦

成隆・眞即・清理、

林重親、

播磨相奉・貞理、

比部貞直、

文信親、

穂積良民、

茨田:

種理、

【氏姓・名不明】 高仁、 陳平、 忠道、 是助、 致輔、 能季、 定清、 兼友、 中原、 宗友 (忠盛郎等)

特に摂関期では、 これは追捕に限っての事例からではあるが、 尉官の出身がさほど限定されないことは先行研究でも触れられている。 摂関・院政期を通じて特定氏族が官職を独占する傾向は読み取りにくい 少なくとも摂関期では、 氏によ

る世襲は曖昧である

事例が多い。氏による独占や世襲は、 りな軍事動員が必要だったとは思えない。後代のような独占の萌芽はあっても、まだ緩やかな区別しかなかったのではな 武者クラスと、 だろうか。 (・平忠盛の活動が目立ち、武士身分への集中が摂関期よりは明確である。とはいえ河内源氏・伊勢平氏を中心とする京(s) 十~十二世紀半ばにおける社会情勢の変化もあろうが、突発的に起こる下人間の闘争や強盗などの事件に対し、大が 河・鳥羽院政期における就任状況は、 少なくとも保元の乱以前では、 伴氏や藤原氏の検非違使による武力行使と追捕が混在しており、 家職化の傾向はあるが、厳密なものではなく、緩やかなものだと言えそうだ。 摂関期に比べれば、 血筋による就任や追捕参加の制限はさほど無いように思われる。 京武者や院北面の兼任が多くなっている。 摂関期と同様に日常的な事件には後者の 同時に、 源為

14

る しばしば発揮されており、それは弓箭で武装した郎等・従者を率いての、効力を持つ武力行使であった。 ①原則として、検非違使別当が追捕尉を指揮し、追捕尉は保有する郎等を動員した。武官による武力行使は追捕の際に

いた。 ②強訴でも追捕尉を中心に武官が対応することが基本であった一方で、武官以外の武力もまた期待されるようになって 強訴のように大規模な軍事動員が必要な場合は、「武門輩」などと表現される武士が武官ともに動員される。

出 自は、 ③追捕尉の出自については、武士身分の者がいるものの、特定の一族に独占される傾向は緩やかなものである。武官 摂関期から鳥羽院政期ごろまでは、特定の家に独占されることはなく、緩やかに区別される程度であった。 権門勢力が伸長する摂関・院政期において、検非違使別当も含めて武官の評価が低いが、もう少し積極的に評価

しても良いと思う。

三、武官と武士

1、国司による追捕と武士の国司就任

したい。まず、 章では日常的な追捕を、二章では強訴を中心に、武力行使について見てきた。本章では武官と武士のかかわりを考察 大規模な軍事動員の事例を見ておこう。

以外で追討に起用される官職をみると、介(3)、郡司(四)、目代(三)もあるが、ほぼ国司である。『朝野群 国司に押領使を兼ねて派遣される、当該国司として赴任するなどの方法をとったことが知られている。表1からも、(4) 条々では、 天慶の乱や、平忠常の乱、奥州合戦などの大規模な武力行使が行われた場合、武力を保有する棟梁クラスの武士が近国(※) 地方下向の際に随行する兵力として受領郎等が挙げられている。国司の武力行使と動員は、 国衙軍制研究に詳 載 国務

しい。追討宣旨を得て赴任すると、国衙機構を通じて、在庁官人や在地武士団の動員が可能になる。その例が忠常の乱^(級) 国衙機構を通じた武力行使・軍事動員は、赴任先周辺での武力蜂起の鎮圧を主目的に任命されるほか、 前九年合戦である。宣旨が出なかった後三年合戦と比べ、両者は動員の範囲などに違いがあった。このような受領による 通常の追捕でも機

では、誰がそういった国司となりうるのか。ここで院政期の認識として、 藤原忠実と鳥羽院の、 源為義と平忠盛をめぐ

能したと考えられる(表1-2/4/16/19/27/46/63/70/156/200 208

『中外抄』「為義父祖之間事」

る発言を挙げる。

夜為義参入、条々仰, |師元 申次、 其次仰云、 如川為義」ハ強不」可」執 廷尉 也。 天下ノ固ニテ候へバ、 時々出来天受領

ナドニ可」任也。(後略)

『中右記』 保延元年四月八日条

院、 (前略)...予 申云、備前守忠盛朝臣・検非違使為義等、可;;追討;由被;;仰下;、何事之在哉、(轟鳳宗忠) ,仰云、遣;為義;者、路次国々自滅亡歟、(鳥羽院) 忠盛朝臣且為;,備前国司,可」有, 便宜也、 早可二追討一由被」仰二下忠盛朝 以川蔵人弁資信」被」奏

(後略

忠盛が適任と判断された。

『中右記』では、海賊追捕に際して、宗忠は検非違使の為義と備前国司の忠盛の両者を挙げて、鳥羽院により備前国司

『中外抄』での忠実は、為義を検非違使ではなく、受領として用い、事が起きたら当たらせるようにとの認識である。

る 為義・忠盛の事跡はすでに先行研究に詳しいので、本稿では官職と武力動員の面に限り、 忠実の武士を受領として用いるとの見方は、 十~十二世紀半ばには一般的だったと思われる。出てくる場合には国司であることがほとんどであるから、 平正盛・忠盛により端的に見える。このような武士につながる家系の動 平正盛も例に挙げつつ考察す 国司

員は、

0

出 勁員を、 !来なかったことが知られている。 武官以外の武力動員のモデルとして考えて良い。一方源為義は、 官職は検非違使どまりで、強訴などにも検非違使として動員されている 河内源氏内紛の影響もあり、受領になることが(年) (表2-11

16 この二つの事例からは、より大規模な軍事動員としての国司に補任された武士の動員と、第二章までに述べてきた検非 21

忠盛の派遣を命じたのは、保有する武力の違いよりは、傍線部のように個人的な資質と、 される場合、 違使派遣による動員の二形態があったことがわかる。事発による違いもあるが、前掲 『中右記』保延元年四月八日条で二 士として保有している武力は、国司であろうが武官であろうが、さほど違いが無かったと考えられる。武士が追捕に任命 人の名前が挙がっている点から、双方の軍事力は、さほど隔たりが無いと認識されていたのではないだろうか。 官職の別による権威もさることながら、家や本人の資質が問題とされた。 地域が原因である。つまり、 鳥羽院が

名を後代にあぐべし」とあり、「私軍の合戦」すなわち私合戦と、 の合戦の時は、 は次第に困難になり、 すると一つの疑問が生じる。武士の武力が血筋や本人の資質に帰結するのであれば、なぜ武士は武官や国司を望むの 例えば源頼光のように、熟国受領を歴任すれば蓄財の面からは大変有利である。だが、武官から受領を歴任すること 源義朝に仮託される発言を見たい。「義朝いやしくも武備の家に生まれて、 朝威に恐れて思様にもふるまわず。今度におゐては宣旨を承る上は、 特に院政期では武官の労で国司に就任することは、経歴の最後の一回のみであることが多い。 惲所もなし。 芸を此時にほどこし、 此事にあふはみの幸也。 日来私軍

すればそれは追討の対象となるが、逆であれば武力の行使には問題がない。国司であれば、 行使する武力はより強大になる。 (S) 国司就任と朝廷からの保護は、 武力行使に必要であった。 国衙を通して在庁官人を動員

朝廷に指示される公戦との対比がみえる。

朝廷に反抗

次節では、武官就任の利点を考察する

2 在地との往来

武官の職掌については第一章で述べた。ここでは前節との関係から、在地との往来について考察したい。

十~十二世紀半ばには、平安京内と郊外の官人往来には制限があった(表1―52/70)。もっとも大規模に移動できる

程度であった。 のは国司下向の時であろう。だが、武官から国司になるには年労によるところが大きく、武官では最終的に一度赴任する その一方で、武士身分が公的に地方と往来する場合、前節でも少し触れた受領郎等になる場合があった。 国衙軍制論で

われる「館ノ侍」がそれに当たる。 平安京内の警護を職掌とする武官の場合、地方との交流は限定される。相撲などの儀式挙行に伴う派遣が例外としてあ

るが、院政期ではこの数が減る。

とも表1の事例から明らかである。武官、特に追捕尉であれば、咎められることなく、京外への移動が可能であったので たらすのか。武官にせよ国司にせよ、平安京内にいる者が地方に派遣された場合、現地での饗応と蓄財は利益となろう。 では京外に出ることに対し、職掌の遂行以外の目的があったのであろうか。地方と関わることが武官に何かの利益をも (衛門府)であると、追捕に伴って郎等とともに平安京近郊に派遣される事例は、一章二節で挙げた表1―53

ある。

との結託につながることはつとに指摘されている。在地の武力を自己の勢力下に組み込むことで、家職に必要な武力を組(32) 他方、武士が在地に赴く利点を考えてみたい。国司としての赴任が、国衙軍制による在庁官人の統制および地方武士団

み込むことが可能になる。在地での闘争は、しばしば追捕の対象となるが、それを免れるために、公権の保証は重要で

張した号

あった。これは保元の乱や平氏政権の確立以降も、時の権力による保証が在地での権威の裏付けとなったことも関わる。(st) (55) のである。その上で検非違使 武士による武力行使は決して無軌道に行われたのではなく、職務に則り、 (衛門府) への任官は、武士にとって利益のあることである。とはいえ武官よりも、受領国 己の武力行使を正当化していく中で伸張した

前節に見た忠実の言葉は、 司の方が蓄財など付随する利益が大きく、権限拡大には有利であり、軍事貴族化する中ではこちらをより志向していた。 当時の摂関家からみた、多くの武力を抱える棟梁級武士のあるべき姿であると同時に、武官よ

りは受領を望む武士側の願望も読み取れる。

のだろうか。 武官や国司のような官職や、宣旨といった権威が、在地と京との往来を保証し、 権威づけることによって武士の力の伸張につながった。では、 次節では武官が武士の就任を許容した理由を、 武装、とくに弓箭から触れる。 武官にとって、武士の就任はどのような利点があった 武力の保有や合戦での正当性を付与

3 戸留

追捕 は武士が受領やその郎等として地方に赴任すること、官職による武力保有・行使の正当化を指摘した。 ・捜索においては武官が主体であり、 強訴においても武官の武力は決して小さくなかった。 他方、 本章二節・三節で

一・二章で確認したように、検非違使宣旨を得た衛門府官人らが保元の乱直前まで朝廷の武力行使の主力であった。

められていた。 それでは、保有・行使される武力とは何であろうか。第一には郎等の保有である。そして郎等には、 弓を射る技能が求

随兵とは平直方の郎等であり、盗人は射殺されている。このように弓箭で武装した武官による追捕の例は他に表1-直方郎等、〉 第一章三節でも取り上げた表1―12『小右記』万寿元年三月十一日条(へ)部分には「未」及」町使官人随兵 射」盗、 其矢射」自」背、 少許当,,顕長,、盗落、 此間射」矢如」雨、六隻立」身即死者」とあり、 検非違使官人の 〈後聞、 30

61がある。

門が随身を弓箭で武装させて同行しており(表1―184 びていると捕らえられた。弓箭武装には制限があり、京中での帯同には許可が必要であった。もっとも、 強訴においては、武士身分も武官も、ともに弓箭で武装している。十~十二世紀半ばの平安京内では理由無く弓箭を帯 『殿暦』 嘉承元年九月十二日条)、統制が緩んでいるが、 時代が下ると権 原則とし

て弓箭の武装は特別なものである。

す中で役立てているとなれば、武士の武力が武官による職務遂行に反映されていると言える。武官の職掌を果たす上で弓 致している 箭の扱いや郎等の保有は不可欠な要素であり、それを保持している武士が武官に就任することで、武士と武官の利益が 武力としても機能したと考えられる。検非違使官人でもある直方が、弓箭の技能を持つ郎等を保有し、武官の職務を果た の一人であり、平忠常の乱において、当初は追捕使に任命されている。その郎等が、検非違使官人として活動する直方 表1―124に戻れば、ここでの検非違使官人が平直方であることも注意すべきである。直方は上総に勢力を張る桓武平氏

月二十日条)、弓射芸と馬芸の双方に秀でている必要が読み取れ、また「天下第一武者」(『新猿楽記』「中君夫」) ば天承元年の城南寺祭流鏑馬に検非違使の藤原盛重とともに源義国・重成が供奉したことからは(『長秋記』天承元年九 であり、 には弓射芸が列挙されている。いずれ稿を改めたいが、馬・弓を始めとする武芸は武士と武官の双方にとって重要な技能 武官にとって、 互いに必要としていたと言える。(59) 弓の技能は年中行事への奉仕ともあいまって重要なものだった。武士の武芸はどうであろうか。たとえ(®) の技能

の側面が強調されるが、 てくることで、武官は職掌に必要な武力を確保し、武士は武力保有を可能にした。武官の武力は形骸化し、儀仗兵として 武官による追捕・捜索への参加は、武官が武力を保有・確保する必要のあったことを示している。そこに武士が 追捕のように武力行使の面からの考察もまた重要であろう。 関 わ

以上、 ①武士の受領国司への就任②在地との往来③弓箭武装から、 武官に武士が就任することで、武力保有の保証と確

保に互いの利点があったことを指摘した。

る。 あったから、 朝廷の権威による武力行使の正当化が武士政権の成立において重要だったことは、今日では一般的な見解になりつつあ 武官への就任は、 武官は武力を保有していなければならなかった。武士の家職と武官の職掌とにおいて、 国司ほどの権威はないものの、その一端を担った。武官の職掌として、 追捕は常に重要な課題 互いの利害が一致し

おわりに

たのである。

要なことである。だがその根源として、武官が実際に武力を保有し、行使しえたこともまた、押さえておかねばならない だけでなく、強訴においても、武官と武士は貴族によって並置される。この点において、武官の武力は決して過小評価 得た衛門府官人が追捕において重要な役割を果たしており、武官が武力を保有する必要があった。日常的に行われる追 十~十二世紀半ばの社会では年中行事が重要な意味を持っており、武官が武芸で奉仕したことは、 きるものではない。 以上の三章にわたり、十~十二世半ばにおける追捕の実態を明らかにした。十~十二世紀半ばまでは、検非違使宣旨を 武士の台頭が武官を弱体化させ、武官の役割を年中行事での武芸に求める見解が多かった。古代・中世における 検非違使・衛門府を中心とする武官は、実際に武力を保有・行使し、治安維持を担っていた。 朝廷・国衙を問わず重

同時に十~十二世紀半ばの武士は、 正当化の一側面である。職務上武力を必要とする武官と、保有する武力を正当化する必要のあった武士は、この点 武力の保有・行使を正当化し、保証される必要があった。武官や国司に就任するこ だろう

とえば平直方や源為義が検非違使の一人として職掌を果たす一方で、 浸食されるというよりは、武官が武士を取り込み、 が武士の武力行使を正当化しえる一つの方法であった。以上からは、十~十二世紀半ばにおいて武官が弱体化し、武士に 追捕にあたり、検非違使に対し犯人を引き渡すことも行われた。十~十二世紀半ばまでは、 は武士を取り込み、武士は武官や国司への就任を望んだ。国司就任が困難になる中、武官に就任する武士が増加する。 おいて求めているところが一致している。また両者の武力は、弓射の点で一致している。 職責を果たしていたことを指摘したい。 源義家、平正盛・忠盛のように、 武官という公的な身分や宣旨 互いの要請を補う形で、武官 国司や武門として

は、 は、 官 の武力は、 最後に、本稿で触れられなかった武官と武士を峻別するものが何かについて展望を述べる。 武士と武官の役割が追捕と司法に分かれている点が指摘できる。 追捕そのものは備前守である平正盛によって行われ、首の受取りは検非違使によって行われている。このことから 武士の武力と併用されている。本稿では取り上げなかったが、保元の乱以降における変化については、 強訴がそうであるように、 第二章であげた表1 検非違使を中心とする武 284 で

りたい

事 な社会体制が徐々に中世権門体制に変質する。旧来の社会体制は急激に瓦解するのではなく、 れることになる。十二世紀半ばまでにも、そのような萌芽はあるのだが、いまだ緩やかなものである。 例は他にはなく、 本稿では家職については触れることがかなわなかった。十二世紀半ば以降、 武士の発生そのものが武力保有による家職成立の萌芽である。十世紀から十二世紀半ばの時期には、 いまだ家や血筋の別が緩やかで、官職が優先される平安時代の特質を読み取れるだろう。 武官もまた特定の家によって独占さ 新興勢力を取り込み、また 表1 28のような 古代的

た年中行事における武官の武芸奉仕を始め、 新興勢力も旧来の社会体制を巧みに利用し、互いに変質していったと言える。 そのような観点から武官や平安後期の武士の諸相についてよりいっそう考察を深めるためには、本稿では触れられ いくつかの重要な論点についても触れねばなるまい。 後日の課題としたい。

表1 追補一覧

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
1	寛平2.11.29	検非違使、京中盗 賊を捜捕		(検非違使)	_		日本紀略
2	寛平5.⑤.15	出羽渡島蝦夷と奥 地俘囚の合戦を出 羽国司が訴える	陸奥守•軍士		_		日本紀略
3	寛平7.6.6	大和介藤原光善、 群盗を捕え右兵衛 少尉兼任	大和介(右兵征	新少尉)	藤原光善		日本紀略・ 勘例
4	昌泰2.2.1	群盗蜂起、四衛府 官人に勅して京中 夜行	四衛府官人以	下	_		日本紀略
5	昌泰2.2.13	左右検非違使、野 宮群盗捜索		左右検非違使	_		日本紀略
6	昌泰3.5.28	上野の群盗のため 推問追補使を派遣		推問追捕使			日本紀略・ 本朝世紀
7	延喜1.4月	群盗のため推問追 補使を派遣		推問追捕使	_		本朝世紀
8	延喜4.3.7	京中群盗(安芸守 伴忠行殺害)、首 魁捕縛	左衛門志	_	高仁		日本紀略・ 扶桑略記
9	延喜4.6.19	群盗追捕、給禄	検非違使(大原	讨以下府生以上、看督	長)		西宮記
10	延喜7.1.29	大和国内に群盗の 風聞、春日祭使に 左右近衛を警固に つける					西宮記
11	延喜16.7.3	検非違使による罪	右衛門督	検非違使別当参議	源当時	正四位下	政事要略
		状勘申	左衛門権佐兼		平伊宗		
			東市正兼 左衛門大尉	検非違使	当世基宗		
			左衛門権少尉	検非違使	源仲正		
			右衛門少尉	検非違使	藤原忠見		
			右衛門権少志	検非違使	錦春蔭		
12	71 10 1 00	批准: 古山形 发生	右衛門府生	検非違使	道守峯成		占层八氢
12	延長3.5.30	諸衛、京中群盗を 捜索	諸衛				貞信公記・ 本朝世紀・
		1又示	左右京職				西宮記
13	延長4.11.10	伊勢斎宮で闘乱、		検非違使	_		貞信公記
	~~~	勘問	左中弁	K/1/4/K	紀淑光		7111111
14	延長7.5.20	下野国、流人藤原 秀郷等の濫行を訴 え、派兵官符発給	(国々差向人)	英)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		扶桑略記
15	承平1.2.8	群盗の増加により	左右近衛府	_	_		扶桑略記
		左右近衛府•衛門	左右衛門府	_	_		
		府•検非違使夜行		検非違使	_		
16	承平1.12.2	群盗横行、淀・山	山城国	_	_		貞信公記
		崎五道・山城国に 結条、道守屋を作	淀・山崎	_			
		る	五道				
17	承平1.12.12	群盗、故式部大輔藤原菅根の家に篭	諸衛官人舎人				貞信公記
		るも、囲まれ投降		検非違使			

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
18	承平3.1.23	群盗の入京、夜行	左右衛門府	_	_		日本紀略・
			馬寮				扶桑略記
19	承平3.12.28	諸衛舎人の在地で の濫行		畿七道・左右京職から	の訴え)		法曹至要 抄
20	₹. चर्च 4 0 1 E	,	<del>**</del>		1		**
20	承平4.9.17	伊勢大神宮の神嘗					大神宮諸
		祭で、神民と斎宮	左衛門尉	_			雑記
01	<b></b>	寮官人ら闘乱	左衛門府生				dell max m// dely
21	承平5.6.3	東大、興福両寺雑	右衛門志	検非違使	比部貞直		朝野群載
		人等の濫行を糺す	右衛門府生	検非違使	若江善邦		
22	承平5.9.1	群盗を捕え給禄	左衛門少尉	検非違使	小野維幹		扶桑略記
			左衛門府生	検非違使	大原忠宗		
23	天慶2.4.29	群盗の捜索	諸衛				本朝世紀•
			左右馬寮				貞信公記・
				左右検非違使	_		日本紀略
			小舎人·近衛府		1		
24	天慶5.4-6	群盗入京の風聞、	諸衛	, , , , , , ,			本朝世紀・
	月	諸衛に勅して夜	# L 173	検非違使	_		日本紀略
	, ,	行。滝口から府別	左右馬寮				H I MANA
		に一人副える	工石洞东	滝口			1
25	天慶5.6.30	検非違使に勅、京		左右検非違使			日本紀略・
	入度5.0.50	中宅に逃げ込んだ		工石快升達使			本朝世紀
		福近保を包み追捕	兵部大丞	蔵人	平時経	六位	- 平朔 匹応
26	天慶8.6.30	興福寺•東大寺闘		検非違使			貞信公記
	八度0.0.50	乱。興福寺に検非違使を申賜る		1877年区			只旧乙配
27	天暦1.2.14	伯耆で藤原是助ら	国司		_		日本紀略・
	7,6113111	濫行、官符を伯 耆・因幡・出雲・美 作の四国に下す					貞信公記
28	天暦2.3.29	強盗横行、四府馬	四府		_		日本紀略
	у (Дания)	寮夜行	馬寮		_		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
29	天暦2.6.16	群盗搜索、京中夜		以下官人率舎人)			貞信公記・
	JC/G 2.0.10	行	馬寮				日本紀略・
		13	今日不参諸卿	安司			北山抄
30	工展9 19 10	強盗横行(橘好古	諸衛				貞信公記・
	入僧2.12.10	宅侵入)、諸衛夜行	前 年				日本紀略
31	天徳2.4.10	脱獄して攝津に逃	六衛府		_		日本紀略
		走した囚人を追捕	兵庫				. , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
32	天徳3.3.13	感神院·清水寺闘 乱	· /-	検非違使	_		日本紀略
33	天徳3.3.22	京中巡検	弾正				日本紀略
	天徳3.3.22	式部大輔橘直幹、	右衛門府生	検非違使	— 穂積良民		日本心哈 扶桑略記・
34	大愢4.4.18	式部人輔備旦軒、 式部史生奈癸忠	右解門府生	快并基性	<b>他</b> 傾及氏		扶祭畸記・   日本紀略・
		雅に殴打される。	右衛門府生	検非違使	石生秋郷		侍中群要7
		尉・志・府生を分け ず禄一疋		蔵人	藤原雅材	六位	1
35	天徳4.11.14	京中群盗、夜行		検非違使			西宮記臨
	> < pc-1.11.17	77. I 19T. III. IV. I	馬寮	15.71 左氏	L		時10
			諸衛				
					_	1	1
36	E-In1 = 10	進品を目するが!	堪武官人		海岸		+- Z mb =
30	応和1.5.10	満仲宅侵入の盗人	此廠惟寸		源満仲		扶桑略記•
		逮捕	4-/#C00-1-	1V 1F/2*/-	倉橋弘重		古事談4
			左衛門志	検非違使	(錦文明)		

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
37	応和1.11.15	京中の盗を捜索		検非違使	_		西宮記
			諸衛		_		
			兵庫		_		
			馬寮		_		
38	応和3.9.22	部内の盗を捜索		検非違使	_		西宮記
			左右京職		_		
			保長		_		
			刀袮		_		
39	天禄1.4.3	冷泉院厩人·藤原 文興仕丁闘乱	左衛門権佐	検非違使	藤原永保	五位	日本紀略
40	天延1.2.10	強盗追捕、給禄	左衛門尉	検非違使	源致明		親信卿記・
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	3F-1112 ( 11 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	左衛門尉	検非違使	源致節		侍中群要7
			左衛門志	検非違使	秦清理		
			左衛門府生	検非違使	能登公蔭		
41	天延1.4.23	源満仲宅に盗人侵		検非違使	源満季	従五位下	日本紀略・
	八座1.1.20	入	越後守	大り下圧  大	宮道弘道	, c	親信卿記・
		•	堪武芸之輩		口也从近		蜻蛉日記
42	天延1.4.25	大索	たれると中	蔵人所雑色	_		親信卿記•
	八座1.4.20	八示		成八川本田二			侍中群要
				滝口	_		7.日本紀
				1电日			略
43	天延1.6.9	殿上で衣服が盗ま	左衛門府生	検非違使	能登公蔭		親信卿記
٠	入延1.0.9	殿上で衣服が温まれ、嫌疑人伴満行 を下給	左	快升達仗	<b>肥</b>		未死1百岁月1百C
44	天延2.5.28	強盗追捕	左衛門督	検非違使別当中納言	源延光	従三位	親信卿記
			右衛門少尉	検非違使	平親信	正六位上	
			左衛門尉	検非違使	源致明	従五位下	
			左衛門志	検非違使	陣(陳力)斗	Ź.	
			左衛門府生	検非違使	能登公蔭		
			左衛門随身	_	秦眞即		
45	貞元1.3.28	群盗追捕、夜行	諸衛佐以下舎	- Y DZ F	310301		日本紀略
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	71 1112/2/11/7	堪武勇五位以			1	7 / / / / /
			馬寮		I—		
46	天元5.2.27	伊予の海賊追捕	伊予国司				小右記
47	天元5.2.28	京中群盗横行、検	左衛門督	検非違使別当中納言	源重光	従三位	小右記
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	非違使の怠慢を叱		検非違使		~~  ⊥_	3 7H HO
		青	随身	(八) (左)人	_		1
		- •	MEN	火長			1
48	天元5.6.6	強盗•放火	左兵衛尉		源忠良		小右記・日
	/ / / しょ. 0. 0	J. 五一 //X./\	/エクヤー中 が		10K/IC/12K		本紀略
49	永観2.8.18	抜刀して内裏に侵	近衛案主代【の	カキ来長	<del>                                     </del>		小記目録・
	水 (駅 2.8.18	扱力して内表に皮 入	<b>近</b> 網条土1110	りり番女】			中右記•勘
		, ,	右近衛将監	検非違使	播磨貞理		例
50	子, 年10 11 04	河中国司際名 14	<b></b> 生田叔	検非違使別当中納言	海毛小	<b>一</b>	
50	7、(睨2.11.24	河内国司濫行、検	左衛門督		源重光	正三位	小右記
51	GET-100	非違使を派遣		検非違使			I - <b>I</b> ≐¬
וט	寛和1.3.6	陣中で大江匡衡ら 刃傷、藤原齋明ら 逮捕		検非違使			小右記
52	寛和1.⑧.7	藤原済時舎人が城 外に出、禁獄。諸 衛舎人濫吹	左衛門督	検非違使別当中納言	源重光	正三位	小記目録・ 北山抄

	年月日	事項	律令官制	令外官		位	典拠
53	寛和2.3.4	興福寺からの訴え	左衛門大尉	検非違使	藤原為長		本朝世紀
		により、備前国司	少志		多米国遠(	(定)	
		藤原理兼らを勘糺		看督一人	_		
				火長三人			
54	永延1.4.3	盗、主税寮文殿に		検非違使	_		小右記
		入り、容疑者を検					
		非違使が捕獲					
55	永延2.6.13	強盗藤原保輔逮		検非違使	_		日本紀略・
		捕	武芸ノ者				小右記•百
			风云/1				練抄·尊卑 分脈·江談
				滝口	_		抄•続古事
			1.304-1.608	- d-	D //2 /	(1-1	談•宇治拾
			左近衛大将随	身	足羽忠俊(	信•她)	遺物語
56	永祚1.11.23	大原野祭行事の	左衛門少尉	_	上毛野忠明	寺(射殺)	日本紀略・
	),(n) 11111 <u>0</u> 0	間、摂政家乗尻が	右衛門少尉	検非違使	藤原維風	1 (311)27	年中行事
		合戦、延引	H 1131 32 333	看督長			秘抄
57	正暦4.12.4	諸衛夜行	諸衛		_		本朝世紀
58	正暦4.12.27	藤原伊周宿所に盗		滝口	紀守親		本朝世紀
		入り射殺		滝口	中原		
59	正暦5.3.6	京中・国々盗賊追			源満正		権記・日本
		捕			平維時		紀略•本朝
					源頼親		世紀
					源頼信		
			六衛府		_		
			馬寮		_		
60	正暦5.11.13	阿闍梨義静を呪詛 容疑で逮捕		検非違使			百錬抄
61	長徳1.7.27	道長随身、隆家従	左兵衛督	検非違使別当参議	藤原実資	従三位	小右記•百
		者(平則武ら)に殺	左衛門府生	検非違使	茜忠宗		練抄
		害される	右衛門志	_	美麻那近政		
				_	政忠		
			右衛門府生	_	美努伊遠		
				看督長			
62	長徳1.7.24	三河国司藤原挙	左兵衛督	検非違使別当参議	藤原実資	従三位	小右記·権
		直宅に強盗侵入	右衛門佐右少弁	検非違使	高階信順	正五位下	記
62	E/#1 10 05		右衛門府生	検非違使	飛鳥部好兼	√77 — \1-	Life day
บง	長徳1.10.25	勧学院所領尾張 玉江庄司殺害	左兵衛督	検非違使別当参議	藤原実資	従三位	権記
		玉	国(尾張)	検非違使			
64	長徳1.12.25	關乱	国(尾坂)	検非違使			権記
	天[21.12.25]	町 点し	右衛門尉	快升建饮	藤原輔公		作用市口
65	長徳2.6.13	群盗、藤原顕光宅	左兵衛督	検非違使別当	藤原実資	従三位	小右記
	及 応2.0.15	(広幡第)を襲う	右衛門少志	検非違使	義理	W-11	1.7H HC
		()—(ш/)(/ С4С/	右衛門府生	検非違使	飛鳥部好兼		
			D 771 7/12 1	放免	_		
66	長徳3.4.16	賀茂祭見物で藤原	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	小右記·大
		公任・斉信の牛車		検非違使	_		鏡•古事談
		に花山法皇供奉人		検非違使下部	_		
		が投石	左衛門尉	蔵人検非違使	橘則光	正六位上	
67	長徳3.8.15	看督長·宇治守信	右衛門督		藤原誠信		権記
		従者闘乱		検非違使			
					•	•	

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
86	長徳4.11.8	検非違使別当、藤	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	権記
		原斉信従者と法師	左衛門尉	蔵人検非違使	橘則光		
		某の乱闘を奏聞	左衛門大尉	検非違使	藤原忠親	従五位下	
			右衛門少尉	検非違使蔵人	藤原行正	正六位上	
			近衛将監		藤原基頼		
69	長徳4.12.2	強盗が宣耀殿に入	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	権記
		る		検非違使	_		
			右衛門少尉	検非違使蔵人	藤原行正	正六位上	
			諸衛		_		
70	長徳4.12.26	伊勢国司に平維	大神宮司				権記・小右
		衡・致頼を上洛さ	伊勢守				記·百錬
		せるよう催促	左右衛門番長		_		抄·伏見宮
				検非違使			御記録(利
			右兵衛府生		_		一権記)・
			右衛門府生		_		今昔物語
			左衛門府生	検非違使	日下部重遠		23/13
			左衛門権少尉	検非違使	安倍信行	正六位上	
71	長保1.7.3	蔵人所下部ら抜刀		検非違使	_		権記
	長保1.7.27	東三条院で権僧正	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	権記·小右
		観修童子と大僧都 明豪童子が乱闘	左衛門権少尉	検非違使	安倍信行	正六位上	記
73	長保1.8.27	大和守源孝道、殺 害·強盗犯追捕訴 え		検非違使	_		北山抄裏 文書
7.4	長保1.9.9	刈田狼藉	右衛門督	松北本は町火糸業	藤原公任	正四位下	北山抄裏
	文体1.9.9	<b>刈口</b> 級精	大和掾	検非違使別当参議	多治秋友	TT KRAJAT 1	文書
					多 信 秋 及 大中臣忠行		入吉
			大和掾隋身 大和掾隋身		多治比菊本		1
75	巨伊1 10 10	橘維頼•平頼親、	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	日本紀略・
, ,	文体1.12.13			快升達使別ヨ参議 検非違使	除尔公士	TE KRUTE I.	百錬抄•権
		藤原宗(致)忠に殺 される		D 47 1 1		従五位下	記・小右記
76	長保2.3.2		左衛門大尉	検非違使	藤原忠親藤原公任		
, 0	<b>大保2.3.2</b>	殺害犯人追捕	右衛門督	検非違使別当参議	7391771-1122	正三位	北山抄裏
				山城追捕使	播磨相奉		文書
				山城追捕使	息長信忠		
				IA JENTALE	伊賀為頼	T 1.44 1	
	H /H	Not take at 160 to 140 to 140	左衛門権少尉	検非違使	安倍信行	正六位上	14
' /	長保2.7.24	源済政邸に藤原寧	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正三位	権記
		親郎等が押し入	右衛門尉	検非違使	藤原陳泰	T 1.44.1	
		り、郎党が射殺さ	右衛門尉	検非違使蔵人	菅原孝標	正六位上	
		れる	左衛門尉	検非違使	安倍信行	正六位上	
			左衛門少尉	_	平中方		
			左衛門大志	検非違使	美努理明		
			左衛門少志	_	惟宗博愛		
			左衛門府生	検非違使	爪清渕		
			左衛門府生	検非違使	笠良信		
			右衛門少尉	_	平永昌		
			右衛門大志	検非違使	県犬養為政		
			右衛門少志	検非違使	林重親		
			右衛門府生	_	茨田種理		
78	長保2.9.10	盗、藤原行成らを 財本 居存式官が	左衛門少尉	検非違使	安倍信行	正六位上	権記
		射る。同行武官が 追捕、給禄	左兵衛尉	_	藤原文方		

80 賃		東三条院御読経 結願謄所で看督長 らが暴れ、別当を 通じて罪名勘申 道長の邸宅の僧坊 に潜んでいた強殺 犯を追捕 東大寺で殺人	右衛門督 左衛門志 可然人々	検非違使別当参議 検非違使		正三位	権記
	寛弘1.6.19	に潜んでいた強殺 犯を追捕		検非違使			
81 寛		犯を追捕	可然人々		豊原為時		御堂関白
81 賃							記
81 万				検非違使	安倍信行に		
	雪引9916	果人守じ粒人	左衛門大尉	検非違使	安倍信行	正六位上	正倉院文
	實引の916		左衛門大志	検非違使	惟宗博愛	正六位上	書
82 賃	AL JAZ-2.10	身人部保友、偉鑒	左衛門尉	検非違使	忠道		御堂関白
		門で射殺	右衛門尉	検非違使	豊原為時		記·小右記
83 賃	寛弘2.2.16	藤原実資宅門前で	右衛門督	検非違使別当権中納言		従二位	小右記
84 崔	**************************************	童が杖で打たれる		検非違使	橘惟弘		Zen Mc BB Z-
04 J	寛弘2.4.30	藤原量能宿所に盗	ナンにナビスをは	検非違使			御堂関白
85 崔	<del></del>	マル/ナバボル※	左近左兵衛陣	H / 1 (   1 )			記・小右記
65 J	寛弘2.11.2	下女(左近蔵人従 女)を刃傷		検非違使	_		小右記
86 信	<b></b>	帯刀藤原正輔・左	右衛門督	検非違使別当権中納言	藤原斉信	従二位	日本紀略・
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	衛門尉藤原文行、	左衛門尉	_	藤原文行	PC	御堂関白
		口論から合戦	右衛門志	検非違使	林重親		記
87 賞	<b>寛弘4.6.23</b>	平道行妻、下女に	左兵衛督	検非違使別当参議	藤原懐平	正三位	権記
		打たれる	左衛門尉	_	藤原公業		THE RE
			右衛門志	検非違使	林重親		:
			A 1111 11G	看督長	_		
88 寛	寛弘6.2.20	藤原伊周·高階光 子等捕獲		検非違使	_		日本紀略・ 権記・公卿
			左右京職		_		補任・政事 要略ほか
89 賃	寛弘8.9.29	東宮御所で刃傷	主殿首		内蔵有孝		小右記·権
			右衛門志	検非違使	林重親		記
			右衛門尉	検非違使	豊原為時		
			左衛門少尉	検非違使	甘南備保資		
			右衛門尉	検非違使	藤原連遠		
90 £	長和1.7.4	阿闍梨真円の弟	左兵衛督	検非違使別当参議	藤原懐平	正三位	小右記
		子、同心誉の弟子 と闘争		検非違使	_		
91	長和2.1.26	明子下人、懐平随	右衛門督	検非違使別当	藤原懐平		小右記·御
		身火長を乱暴		LA H. St. Ma	藤原頼任		堂関白記
00 5	₩ <b>1</b> -0 0 4 -	IA 3634.46 34 1 10		検非違使	源頼国		Zien Nz. II II .d.
92 上	長和2.2.18	検非違使、清水坂の変な状態		検非違使	藤原惟正		御堂関白
93	F f=0 0 00	の盗を捕縛	<b>上</b> C.体型	検非違使	紀宣明	H	記
**  ±	長和2.2.26	故大宰権師藤原 伊周第に群盗が進	左兵衛督	検非違使別当参議 検非違使	藤原懐平	正三位	御堂関白 記•小右記
		入		快升建世	_		
	長和2.7.20	実資牛童三郎丸、 藤原定頼宅で濫行	右衛門尉	検非違使	林重親		小右記
95 £	長和2.12.23	藤原惟兼、仇敵の 藤原惟信を刃傷	右衛門志	検非違使	紀宣明		小右記
		(翌日死去)	右衛門志	検非違使	藤原惟佐		

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
96	長和3.1.28	藤原実資・藤原兼	左衛門督	検非違使別当権中納言	藤原教通	従二位	小右記
		隆の従者の闘乱	右衛門尉	検非違使	平致方		
97	長和3.2.12	雑人、八省院北廊	右近衛府生		下毛野公忠		小右記
		辺で濫行	府官人		_		
			随身		_		
98	長和3.4.21	坂田守忠が殺害さ		検非違使	紀宣明		小右記
		れる		看督長	_		
99	長和3.12.1	敦明親王雑人·右		検非違使	_		小右記•御
		中弁藤原定頼従	_	_	藤原公任		堂関白記
		者闘乱	_	_	藤原道長		
100	長和4.7.17	女官と彰子の下部	右衛門尉	検非違使	藤原宗相		御堂関白
		闘乱	7-1111	2011-201	伴惟信		記
101	長和5.3.20	牛童破却の復讐	右衛門佐	検非違使	藤原章信		小右記·御
		に、内蔵有孝、夜	左衛門尉	検非違使	藤原宗相		堂関白記
		間検非違使藤原	左衛門尉	_	藤原公政		
		宗相女房等を北陣		蔵人	源経頼		
		で凌礫	北陣吉上、陣	官(召問)			
			宮庁下部	H ( H 1 - 4)	_		-
			L/4 / A/	看督長	_		
102	長和5.5.27	大江至孝・藤原能	左兵衛督	検非違使別当参議	藤原実成	正三位	小右記·御
	24,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	信家人濫行。道	左衛門尉	検非違使	藤原宗相		堂関白記•
		長、惟憲をして能	刀袮	5017200			左経記
		信家人を捕える。	7 7 7 7	検非違使	紀宣明		
			右衛門尉	検非違使	林重親		-
			近江守	5077250	藤原惟憲		-
			~	検非違使			-
				蔵人頭	藤原資平		
			左右衛門佐	7,77,77	744.771.75		-
			内大臣		藤原公季		-
103	長和5.6.28	越前敦賀群盗入 京の風聞、京中夜	左兵衛督	検非違使別当権中納言	藤原実成	正三位	小右記
		行		検非違使			
104	長和5.10.11			蔵人	藤原頼宣		小右記·御
		盗まれる	右衛門志	検非違使	紀宣明		堂関白記
				検非違使	_		
105	長和5.12.28	21422214 D. H.	右衛門志	検非違使	紀宣明		御堂関白
		人追捕、給禄	右衛門少志	検非違使	安倍守良		記
			右衛門府生	検非違使	生江定澄		
106	寛仁1.1.22	盗、内裏侵入。滝 口が射て給獄、給		滝口(給禄)	藤原永資		小右記·御 堂関白記·
		禄。陣直官人等不 在、怠状		滝口(給禄)	藤原至孝		日本紀略
107	寛仁1.2.12	滝口大蔵忠親殺	右衛門督	検非違使別当権中納言	藤原頼宗	従二位	御堂関白
	/U	害犯人(藤原明孝	Hall 18	検非違使	藤原宗相	Vr 122	記
		等)召喚	左衛門権佐	検非違使蔵人	藤原資業	正五位下	- idC
			△ 四1 17E F	検非違使			4
108	寛仁1.3.8	清原致信殺害		検非違使	_		扶桑略記・
							御堂関白 記

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
109 寛仁1.5.27	道長第盗人	左衛門督	検非違使別当権中納言	藤原頼宗	従二位	小右記•御
		右衛門権佐	検非違使	藤原章信		堂関白記・
		左衛門尉	検非違使	藤原宗相		左経記・日
			看督長	_		本紀略ほ
		播磨白国郡司		白国愛長		カュ
		郡司家人		大磐根為敦		
110 寛仁1.7.1	群盗斎院進入、滝		滝口	紀惟光		御堂関白
	口が射る		滝口	是助		記·小右 記·左経
		内蔵允		輔清		記·長徳二
		右大将		藤原実資		年大間書· 尊卑分脈·
		近衛将監		致輔		権記
111 寛仁1.9.14	摂津守源長経、藤			藤原道長		御堂関白
, ,	原教通家人•雑色			藤原経通		記
	の摂津での濫行を	左衛門尉	検非違使	藤原宗相		
	訴え、検非違使派	目代	DOTALDO	小野明通		
	遣	右衛門少志	検非違使	安倍守良		
112 寛仁2.3.16	藤原公季厩から馬 が盗まれる		検非違使	_		小右記
113 寛仁2.④.2	賀茂斎院長官源	左衛門尉	検非違使	藤原宗相		御堂関白
	光清と次官栄光が 合戦、召問	右衛門志	検非違使	紀宣明		記
第仁2.40.9	藤原保昌牛童・平	左衛門督	検非違使別当権中納言	藤原頼宗	従一位	小右記•御
<i>y</i> E   −2. € . 3	維衡草刈男闘争	左衛門尉	検非違使	平正輔	W-12	堂関白記
115 寛仁2.④.2		左衛門督	検非違使別当権中納言		従一位	小右記•小
AL	暴行される	右衛門志	検非違使	安倍守良	W-12	記目録
宣仁2.7.20	中宮の盗人を捕	左衛門尉	検非違使	平正輔		御堂関白
961	縛。給禄	右衛門志	検非違使	紀宣明		記
	1.40 VH 144	右衛門志	検非違使	安倍守良		pL .
第仁3.4.5	放火と群盗により	左衛門督	検非違使別当権中納言		正一位	小右記
96,50.1.0	夜行。保ごとに道	左衛門権佐	検非違使蔵人	藤原資業		3 74 16
	守屋を作る	工円 71座口	滝口	紀惟光		
		近衛将曹	1.611	紀正方		
宣仁3.10.13	3 藤原長家随身武	右衛門権佐	検非違使蔵人	藤原資業	正五位下	小右記
52,	行·藤原実資随 身、闘乱。拘禁	H 1131 31E	5012555	74,71,71,71		, ,,,,
第仁4.5.20	藤原実経家人と藤		検非違使		-	左経記
見1.4.3.20	藤原美程家八C膝 原斉信家人濫行		択が選択			江湘王市山
宣仁4.10.5	滝口藤原致時、内		滝口	藤原致時		左経記
	裏右衛門陣前の夜	近衛中将	蔵人	源朝任		
	盗を射る		出納	_		
治安1.1.4	闘乱、藤原頼通車 副等を下獄		検非違使	_		小右記
122 治安1.7.18	下毛野公忠、宮中	右兵衛督	検非違使別当参議	藤原公信	正三位	小右記•左
何久1.1.10	で人を射る。禁獄	位 共 南 首	1尺2円建区四コ参戦	か 日	11	立 小右記・左 経記
	くべて対づる 赤郷	火長			-	/王 月七
123 沙字2 10 2	5 御所辺で帯刀	八尺	蔵人	藤原永職	-	小右記
一日女3.10.20	呼がして作り	内舎人	<b>滝</b> 口	藤原友良	-	小口町
		r1古八				-
			蔵人検非違使	平孝成		

新隆範逮捕   検非違使	正三位	小右記·目 本紀略 小右記
125   万寿1.6.4   左近衛府府生等、   田碁から口論、抜	正三位	
古兵衛督   検非違使別当参議   藤原経通   左衛門尉   検非違使   藤原顕輔   藤原顕輔   藤原顕輔   藤原顕輔   藤原顕輔	正三位	小右記
左衛門尉   検非違使   藤原顕輔   藤原顕輔	正三位	小右記
125		小右記
四基から口論、抜		小右記
7   万寿2.2.3   実資らが捕えた盗人(紀為頼)を検非違使に下し獄所拷説   左衛門尉   検非違使別当参議   藤原顕輔   左衛門尉   検非違使別当参議   藤原顕輔   左衛門尉   検非違使   藤原顕輔   左衛門尉   検非違使   平時通   上衛門尉   検非違使   下部清武   校非違使   上五衛督   校非違使   日下部清武   大和強盗追捕   校非違使   藤原顕輔   校非違使   様非違使   藤原顕輔   校非違使   「飯便」   日下部清武   校非違使   藤原顕輔   校非違使   「飯中」   様非違使   藤原顕輔   校非違使   「飯中」   藤原顕輔   校非違使   「飯中」   藤原顕輔   校非違使   「飯中」   校非違使   「飯中」   藤原顕輔   校非違使   「飯中」   校長二人   校非違使   「野輔の)   大毛工人   校非違使   「野前の)   大毛工人   校非違使   「野前の)   大毛工科   校非違使   「時道の)   大毛工科   校非違使   「時道の)   大長二人   校非違使   「時道の)   大毛工科   大工科   大工科		1
127		-
127		小右記
上海   大和強盗追捕   左衛門尉   検非違使   藤原顕輔   左衛門尉   検非違使別当参議   藤原経通   五兵衛督   検非違使   平時通   左衛門大尉   検非違使   平時通   左衛門財   検非違使   藤原顕輔   校非違使     藤原顕輔   校非違使		
7   7   7   7   7   7   7   7   7   7	正三位	小右記
一		1
一	正三位	小右記
左衛門尉   検非違使   藤原顕輔		1
129		1
129		
(恒)殺害      左兵衛督 有(左)衛門 権大尉      検非違使 様非違使      藤原顕輔 藤原顕輔        大和強盗追捕      右(左)衛門 権大尉      検非違使 (顕輔の) 大長二人 大長二人 検非違使      (顕輔の) (野輔の) 在衛門大尉 校手違使      (時道の) 大長二人 検非違使      (時道の) 大長二人 大長二人 大長二人 大長二人 大長二人 大長二人 大長二人 大長二人		]
大和強盗追捕   右(左)衛門   検非違使   藤原顕輔   様子は   様子違使   (顕輔の)   大不強盗追捕   花三人   検非違使   (顕輔の)   大長二人   検非違使   平時道(通)   従三人   検非違使   (時道の)   大長二人   検非違使   (時道の)   大長二人   検非違使   (時道の)   大長二人   大長二人   大長二人   大長二人   大長二人   大子看督使   一		小右記
権大尉	<b></b>	
火長二人  検非違使  (顕輔の)    右衛門大尉  検非違使  平時道(通)    従三人  検非違使  (時道の)    火長二人  検非違使  (時道の)    左看督使  -		朝野群載 11·小右記
右衛門大尉  検非違使  平時道(通)    従三人  検非違使  (時道の)    火長二人  検非違使  (時道の)    左看督使		1
右衛門大尉  検非違使  平時道(通)    従三人  検非違使  (時道の)    火長二人  検非違使  (時道の)    左看督使		1
従三人  検非違使  (時道の)    火長二人  検非違使  (時道の)    左看督使		1
火長二人  検非違使  (時道の)    左看督使  —		1
		1
Lore by the		1
右看督使   一		1
従各一人 (左右看督使) —		-
75寿2.7.20 湖江殿司慶範法 左衛門尉 検非達使 藤原顕輔 師と闘乱した茨田 為利・大神是信を 禁獄		小右記
732 万寿4.1.8 検非違使に追捕宣 右兵衛督 検非違使別当参議 藤原経通 エ	正三位	小右記
旨、藤原教通随 身·雑色捕獲 検非違使 —		1
133 万寿4.2.11 某姓助光、藤原良 右衛門志 検非違使 中原成道(通	重)	小右記
資・犬童(男)丸に 随身 ―		]
殺される 看督長 一		
放免		1
検非違使藤原顕輔		1
75寿4.7.3 頼通所領遠江笠 原牧使殺害犯を連 行		小右記
135 万寿4.8.4 藤原実康·資頼従 滝口 —		小右記
者、春華門辺で乱 闘し給獄 左衛門大志 検非違使 粟田豊道		-
表元1.4.22   乱闘の制止   右衛門尉   平眞重		左経記·日 本紀略·小 記目録

延高・伊藤核)、伊 右大臣   一   藤原実資	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
大田   140   表示   表示   表示   表示   表示   表示   表示   表	57 長元1.7.23	平維衡郎等(公候			平維衡		小右記·左
取			右大臣	_	藤原実資		経記
大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田			左中弁		源経頼		
左衛門府生 左衛門所生 左衛門所生 左衛門所生 左衛門所生 一 病肝頭輔 大衛門所生 一 後非達使 一 所原配道 一 石兵衛督 大江久利を窃盗の嫌 疑で究問 長元4.2.13 藤原実資、家人大 江久利を窃盗の嫌 疑で究問 長元4.3.25 関白頼通の随身下 主衛門局 進上 後非達使 一 京道式光 後五位下 一 石兵衛督 於非達使 一 京道式光 後五位下 一 不右記 後非達使 一 京道式光 後五位下 一 不右記 後非達使 一 京道式光 後五位下 一 不右記 一 後非達使 一 京道式光 後五位下 一 不右記 一 後非達使 一 京道式光 後五位下 一 不右記 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		取		看督長	_		
左衛門書   一			右衛門志	検非違使	安倍守良		
			左衛門府生	_	村上重基		
138   長元1.11.30   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日			左衛門督	_			
138   表元1.11.30   密盗射殺   滝口   藤原経通   正三位   松紅郎   長飛経動   下三位   松紅郎   日本兵衛督   東京経動   下三位   松紅郎   日本兵衛督   東京経動   下三位   松紅郎   日本兵衛督   東北原経動   下三位   松田郎   小右記   松田郎   松田郎   松田郎   松田郎   松田郎   小右記   松田郎   松田郎   松田郎   松田郎   松田郎   小右記   松田郎   松田郎   松田郎   松田郎   本田郎   小右記   松田郎   本田郎   本田郎   本田郎   小右記   本田郎   本田郎   本田田   本田田田   本田田田   本田田田田   本田田田   本田田田田   本田田田   本田田田   本田田田   本田田田   本田田田田   本田田田   本田田田   本田田田   本田田田   本田田田田   本田田田   本田田田   本田田田   本田田田田   本田田田田   本田田田田   本田田田田田   本田田田田   本田田田田   本田田田田田   本田田田田   本田田田田田   本田田田田   本田田田田   本田田田田   本田田田田   本田田田田   本田田田田				検非違使			
古兵衞督   接非違使別当参議   藤原経通   正三位   経記・			左衛門府生		坂上時通		
139   長元4.2.13   藤原実資、家人大   右兵衛督   検非達使別当参議   源朝任   従三位   小右記   江久利を窃盗の嫌   接で完間   検非達使   宮道式光   従五位下   小右記   長元4.3.25   関白頼通の随身下   左衞門尉   検非達使   宮道式光   従五位下   小右記   長野女行、邸宅を   通ろうとした実資家   人を補獲し頼通に   進上   東北院に派遣した   盆使が乱闘   左衞門所生   検非達使   宮道式光   従五位下   小右記   長元4.7.14   展原実資家人、闘   左衞門所生   検非達使   宮道式光   従五位下   小右記   長元4.8.5   藤原実資家人、闘   左衞門所生   校非達使   宮道式光   従五位下   小右記   長元4.10.25   盗、藤原頼通前駈   の馬を奪う   一	538 長元1.11.30	窃盗射殺			藤原忠道		小右記•左
140   長元4.2.13   藤原実資、家人大   左衛門尉   検非違使   宮道式光   従五位下   小右記   左衛門尉   検非違使   宮道式光   従五位下   小右記   長元4.3.25   関白頼通の随身下   左衛門尉   検非違使   宮道式光   従五位下   小右記   長元4.7.14   藤原実資家   左衛門尉   検非違使   宮道式光   従五位下   小右記   長元4.7.14   藤原実資家   左衛門府生   検非違使   室道式光   従五位下   小右記   長元4.8.5   藤原実資家   左衛門府生   検非違使   宮道式光   従五位下   小右記   長元4.8.5   藤原実資家   左衛門府生   検非違使   宮道式光   従五位下   小右記   長元4.8.5   藤原東資家   左衛門府生   検非違使   左経記   「表元4.10.25   盗、藤原頼通前駈   検非違使   左経記   原定頼従者間乱   左衛門府生   検非違使   「本衛門少尉   検非違使   「本衛門少尉   検非違使   「本衛門外生   検非違使   「本衛門外生   検非違使   「本衛門外生   検非違使   「本衛門所生   検非違使   「本衛門府生   検非違使   「本衛門府生   検非違使   「本衛門府生   検非違使   「本衛門府生   検非違使   「本衛門府生   大原野祭、暴人あり、中務内侍の従者と関争   成人   藤原資房   春記   「本衛門春の神   蔵人   藤原資房   本記   本記   藤原資房   本記   本記   本記   本記   本記   本記   本記   本			右兵衛督	検非違使別当参議	,,,,	正三位	経記・日本
140   長元4.3.25   関白頼通の随身下を   左衛門尉   検非違使   宮道式光 (従五位下   小右記   長元4.7.14   藤原実資が法任寺東北院に派遣した   金使が乱闘   左衛門尉   検非違使   零貞澄   (従五位下   小右記   長元4.7.14   藤原実資が法任寺東北院に派遣した   金使が乱闘   左衛門府生   検非違使   零貞澄   (従五位下   小右記   長元4.8.5   藤原実資家人、闘争、下献   (後非違使   電道式光 (従五位下   小右記   長元4.8.5   公本使が乱闘   左衛門尉   検非違使   電道式光 (従五位下   小右記   長元4.8.5   公本使が乱闘   佐本衛門尉   検非違使   電道式光 (従五位下   小右記   長元4.10.25   公本   藤原東資本   原本領征者闘乱   (検非違使   一   左経記   原本領征者闘乱   上海   長暦1.2.9   興福寺と東大寺が開乱   左衛門権佐   検非違使   「大衛門所生   検非違使   坂上時通   大衛門所生   検非違使   坂上時通   大衛門所生   検非違使   坂上時通     成人   藤原資房   春記     (本経記   東京資房   本記   上海   長暦3.11.13   大原野祭、暴人あり、中将内侍の従者と関争   成人   藤原資房   本記   本記   本記   本記   本記   本記   本記   本							
「長元4.3.25   関白頼通の随身下 左衛門尉   検非違使   宮直式光   従五位下   小右記   表示4.3.25   関白頼通の随身下 左衛門尉   検非違使   宮道式光   従五位下   小右記   表示4.7.14   藤原実資家法住寺 東北院に派遣した 金使が乱闘   左衛門府生   検非違使   宮道式光   従五位下   小右記   表示4.8.5   藤原実資家人、闘   左衛門尉   検非違使   宮道式光   従五位下   小右記   表示4.10.25	539 長元4.2.13		右兵衛督	検非違使別当参議	源朝任	従三位	小右記
140   長元4.3.25   関白頼通の随身下   左衛門尉   検非違使   宮道式光 従五位下   小右記   141   長元4.7.14   藤原実資が法住寺 東北院に派遣した 盆使が乱闘   左衛門府生   検非違使   室道式光 従五位下   小右記   在衛門府生   検非違使   室道式光 従五位下   小右記   東京資家人、闘   左衛門府生   検非違使   宮道式光 従五位下   小右記   東京資家人、闘   全衛門尉   検非違使   宮道式光 従五位下   小右記   東京資家人、闘   上衛門府生   検非違使   宮道式光 従五位下   小右記   東元4.10.25   盗、藤原頼通前駈   検非違使   一 左経記   原定頼従者闘乱   「原定頼従者闘乱   「原下生   検非違使   坂上時通   「元衛門外尉   検非違使   坂上時通   「元衛門所生   検非違使   坂上時通   「元衛門中将   「成人   藤原資房   春記   「歳人   藤原資房   「本記・「本記・「本記・「本記・「本記・「本記・「本記・「本記・「本記・「本記・			左衛門尉	検非違使	宮道式光	従五位下	
東北院に派遣した   佐藤門府生   検非違使   秦貞澄   本衛門府生   検非違使   南東原実資家人、関   かて割り   大部門所生   検非違使   宮道式光 従五位下   小右記   東元4.10.25   盗、藤原頼通前駈   検非違使   一 左経記   一 左経記   一 左経記   原定頼従者闘乱   左衛門権佐   検非違使   一 左経記   一 左統門所生   検非違使   五位   上時通   上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	長元4.3.25	関白頼通の随身下 毛野安行、邸宅を 通ろうとした実資家 人を捕獲し頼通に	左衛門尉	検非違使	宮道式光	従五位下	小右記
金使が乱闘   左衛門附生   検非違使   客貞澄   存五位下   小右記   検非違使   写道式光   従五位下   小右記   検非違使   写道式光   従五位下   小右記   検非違使   の馬を奪う   検非違使   一 左経記   原定頼従者闘乱   左衛門権佐   検非違使   一 左経記   原定頼従者闘乱   左衛門権佐   検非違使   一 左経記   左衛門の上   大衛門の上   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大	長元4.7.14		右兵衛督	検非違使別当参議	源朝任	従三位	小右記
143    長元4.10.25    盗、藤原頼通前駈 の馬を奪う    検非違使    一    左経記      144    長元8.4.24    忠時男・中納言藤 原定頼従者闘乱    検非違使    藤原隆佐 正四位下 行親記 「右衛門少尉」 検非違使 「橋季任 五位 左衛門所生 検非違使」」 「衛中外」 横非違使」 「大き通し」」 「衛中将」 「成人」 「藤原資房」 「春記」      146    長暦2.10.29    盗、台盤所に侵入」 「衛中将」 「成人」 「藤原憲輔」 「立し」 「衛中将」 「成人」 「藤原憲輔」 「立し」 「東大寺」 「次第 長暦3.33.3    盗、東大寺に入る」 「検非違使」 一 東大寺当次第 春記」 「検非違使」 一 「大き」 「大き」 「大き」 「大き」 「大き」 「大き」 「大き」 「大き」		盆使が乱闘		5777-077			-
の馬を奪う	542 長元4.8.5		左衛門尉	検非違使	宮道式光	従五位下	小右記
原定頼従者闘乱	長元4.10.25			検非違使	_		左経記
146 長暦1.2.9   興福寺と東大寺が   左衛門権佐   検非違使   藤原隆佐   正四位下   右衛門少尉   検非違使   横季任   五位   左衛門所生   検非違使   坂上時通   板上時通   板上時通   板上時通   横原優房   春記   一	長元8.4.24			検非違使	_		左経記
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	145 長暦1.2.9		左衛門権佐	検非違使	藤原隆佐	正四位下	行親記
左衛門府生 検非違使 坂上時通		闘乱					,,,,,,
146 長暦2.10.29   盗、台盤所に侵入   近衛中将   蔵人   藤原資房   春記							1
147 長暦3.3.3   盗、東大寺に入る   歳人   藤原憲輔 六位   東大寺   上海   大原野祭、暴人あり、中務内侍の従者と関争   大原野祭、暴人あり、中務内侍の従者と関争   歳人   藤原資房   春記   東西・   東京・   東京	146 長暦2.10.29	盗、台盤所に侵入					春記
147 長暦3.3.3   盗、東大寺に入る   検非違使   一 東大寺 当次第   148 長暦3.11.13   大原野祭、暴人あり、中務内侍の従者と闘争   蔵人 藤原資房   本と闘争   蔵人 藤原資房   本を調査   大阪野祭、暴人あり、中務内侍の従者と闘争   蔵人 藤原資房   本を調査   下衛中将   蔵人   藤原資房   本記   本記   本記   本記   本記   本記   本記   本							
147 長暦3.3.3   盗、東大寺に入る   検非違使   一 東大寺 当次第   148 長暦3.11.13   大原野祭、暴人あり、中務内侍の従者と闘争   蔵人 藤原資房   本と闘争   蔵人 藤原資房   本を調査   大阪野祭、暴人あり、中務内侍の従者と闘争   蔵人 藤原資房   本を調査   下衛中将   蔵人   藤原資房   本記   本記   本記   本記   本記   本記   本記   本				蔵人	_		1
147   長暦3.3.3   盗、東大寺に入る   検非違使   一   東大寺 当次第   長暦3.11.13   大原野祭、暴人あり、中務内侍の従者と闘争   蔵人   藤原資房   本と闘争   一   蔵人   藤原資房   本と闘争   一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一   一     一   一     一   一     一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一					藤原憲輔	六位.	
148 長暦3.11.13   大原野祭、暴人あり、中務内侍の従者を関争   後非違使   一	長暦3.3.3	盗、東大寺に入る		検非違使			東大寺別 当次第
り、中務内侍の従   接非違使   一   横手違使   一   横手違使   一   横手違使   一   横手違使   一   横原資房   一   横原資房   一   横原資房   一   一   一   一   一   一   一   一   一	148 長暦3.11.13	大原野祭、暴人あ			能季		
Table   Tab		り、中務内侍の従		検非違使	_		]
司に侵入   滝口(怠状)   一   諸陣直   一   左衛門権佐   蔵人   平定親   五位   本兵衛督   検非違使別当参議   藤原公成   従三位   春記					藤原資房		1
司に侵入   滝口(怠状)   一   諸陣直   一   左衛門権佐   蔵人   平定親   五位   本兵衛督   検非違使別当参議   藤原公成   従三位   春記	149 長暦3.11.28		近衛中将	蔵人	藤原資房		春記
左衛門権佐  蔵人  平定親  五位    150 長久1.4.10  藤原定任殺害  左兵衛督  検非違使別当参議  藤原公成  従三位  春記				滝口(怠状)	_		
150 長久1.4.10 藤原定任殺害 左兵衛督 検非違使別当参議 藤原公成 従三位 春記			諸陣直		_		
			左衛門権佐	蔵人	平定親	五位	
[ [ A ] L ) A [ A ]	50 長久1.4.10	藤原定任殺害	左兵衛督		藤原公成	従三位	春記
				検非違使	_		
151  長久1.5.22  盗、内裏に入る  近衛中将  蔵人頭  藤原資房  春記	551 長久1.5.22	盗、内裏に入る					春記
左衛門尉  蔵人   源頼資							]
左兵衛督 検非違使別当参議 藤原公成 従三位			左兵衛督			従三位	]
	450 17 16	Les de milionis i	I and then been	· - ·		W == 11	
152      長久1.5.23      左兵衛尉国清、射      左兵衛督      検非違使別当参議      藤原公成      従三位      春記	長久1.5.23		左兵衛督	検邦違使別当参議	滕原公成	従三位	春記

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
53	長久1.8.8	内裏に入る盗、吉	北陣吉上		_		春記
		上が逮捕		蔵人	藤原公基	六位	
			右衛門府生	検非違使	秦成隆		
54	長久1.9.24	東大寺勅御倉の盗	近衛中将	蔵人	藤原資房		春記
		首・僧長久を捕	左衛門尉	蔵人	藤原義綱	六位	
		獲。共犯者を捜索	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	
55	寛徳2.10.6	藤原重尹罪状推 問	右衛門権佐	検非違使	藤原実綱	従五位上	百練抄
6	永承3.10.28	木田宮真、盗に殺 害	七道諸国				太神宮寺 社雑事記
57	永承4.4.28	検非違使、追捕の	左衛門少尉(解官)	検非違使	藤原以親		朝野群載
		際に感神院に乱入	左衛門少尉(解官)	検非違使	藤原兼任		
		して解官	右衛門少尉(解官)	検非違使	藤原成国		
			左衛門府生(解官)	検非違使	秦成隆		
8	治暦1.9.28	盗、御厨子所に放 火		滝口	_		願文集
9	延久1.8.1	河俣山の盗賊退治	左衛門少尉	検非違使	源家宗	従五位下	扶桑略記 大神宮諸
			前駿河守		平維盛		雑事記は
			平前司随兵三	千余人	_		カュ
0	延久2.12.30	陸奥賊藤原基通 追討	陸奥守		源頼俊		扶桑略記 朝野群載
		但的	下野守		源義家		百練抄
31	承暦3.6.23	源重宗·国房合 戦、追討	前下野守		源義家		為房卿記 水左記ほ か
2	永保3.2.29	追捕給禄		検非違使	兼友		後二条師 通記
3	寛治1.5.29	院使を凌礫した皇 后宮大進以綱を弓	右兵衛督	検非違使別当参議	源俊実	従三位	為房卿記
		場拘禁	右衛門尉	検非違使	藤原孝善		
i4	寛治5.4.18	検非違使別当源 俊実による凌轢	右衛門少志	検非違使	中原範政		百練抄・ 三代要略 ほか
5	寛治5.6.12	義家と義綱の争い	左衛門尉	大夫検非違使	(藤原経仲)	従五位下	後二条師 通記·百
			左衛門尉	検非違使	(藤原兼清)		抄
6	寛治5.11.20	右近看督使·主殿 寮下部(属兼右 衛)闘争		検非違使			後二条師 通記・中 記ほか
7	寛治6.7.25	牛飼の相論	右兵衛督	検非違使別当参議 検非違使	源俊実	従三位	後二条師 通記
8	金沙7010	熊野悪僧が内裏に					
٦	寛治7.3.18		左衛門尉	検非違使	本国シサ		後二条師
		乱入	左	蔵人	藤原永実		通記・中
			L = 4===	蔵人	藤原定仲		FC.
			左兵衛尉	検非違使	平盛基		1
			内竪		藤井有次	<u> </u>	

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
169 嘉保1.3.	8 出羽賊、出羽守信	陸奥守		源義綱	従四位上	中右記·百
	明(姓欠)館を襲	(郎等)		藤別当		練抄
	い、源義綱に誅さ	(郎等二百人	許)			1
	れる		(検非違使)	_		
		左衛門尉	検非違使大夫尉	(藤原経仲)	従五位下	1
				(平貞弘)		
				(平為俊)		1
				(平貞度)		1
		左衛門少志	検非違使志	(宗岡信良)		1
		左衛門府生	検非違使府生	(清原忠重)		1
		右衛門府生	検非違使府生	(丈部保成)		1
¹⁷⁰ 嘉保2.12	2.6 盗人射殺		滝口	平兼政		中右記
		左衛門府生	検非違使	清原忠重		
171 永長1.12	2.10 盗追補の由を奏す	左衛門督	検非違使別当権中納言	藤原公実	正二位	中右記
		右衛門尉	検非違使	平貞度		1
172 承徳2.2.	30 源仲宗・藤原忠	左衛門尉	検非違使	平兼季		中右記
	則·藤原行実、追 捕					
173 Jan 7	****	因幡守		고 그 타		原展・巨工
康和3.7年 嘉承2.12		囚幡寸		平正盛		殿曆•長秋記•百練抄
新/K-2.12	•	近境国々兵士	E	ļ.		はかれる
n 康和4.3.	24 清則・中原貞仲闘	右衛門尉	検非違使	豊原時真		殿曆
детри	乱、検非違使に下す	1 111-1 4-4	大がた	五小小子		)×()=
¹⁷⁵ 康和4.10	).19 盗賊の横行、夜	諸陣		_		殿暦
	行•勤仕		検非違使	_		
		募権門高家	5777-274			1
176 康和4.11	.4 盗人、逮捕	55 TIET 31: 32.31	滝口	_		殿曆•中右
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1112		庁下部	_		記
		右衛門督	検非違使別当権中納言	藤原宗诵	従二位	
577 長治1.4.	24. 斎院に盗、宿侍ら	斎院侍(右京		宮道兼政		中右記
	に捕獲される	斎院侍(右兵		藤原親兼		
長治1.5.	24 祇園神人と称する 院御厩人則松、春 日神人と闘争		検非違使	_		中右記
長治1.7.	争、出納行重が追 捕。のち検非違使		検非違使蔵人出納	大江行重		中右記
長治1.10		平等院修理別	川当従者			殿曆
	闘争、捕獲。検非			藤原忠実		
	違使に渡す	右衛門尉	検非違使	豊原時真		
長治1.10	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			藤原忠実		中右記·殿
	勝・仁意)逮捕、禁 獄	右衛門尉	検非違使	豊原時真		曆
182 長治1.10	0.30 延曆寺僧徒逮捕	1		源義家		殿曆•中右
,	, c. c. i i i i i i i i i i i i i i i i i			源義綱		記
			検非違使			1
83 長治1.12	2.21 右大臣藤原忠実	1	検非違使	_		殿暦
Д 111112	に、追捕中検非違	右大臣	10.71 Æ10.	藤原忠実		"X/D
	使の濫行を沙汰	·11/\E	蔵人	藤原為隆	五位	1
長治2.3.		右衛門尉	検非違使	豊原時真	-44-   34-	殿曆·中右
八1日2.0.	随身を禁獄	→ □ H-1 1 1 (4/2)	1007F/建议	코까സᄌ		記

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
	嘉承1.9.9	遠江笠原庄司藤 原保隆、年貢未進 や延暦寺大衆との 共謀により解官・給 獄		検非違使	_		中右記·永 昌記
186	嘉承1.9.12	蔵人所衆(眞俊・	右大臣		藤原忠実		殿曆·中右
		盛広)闘争、左右	忠実随身		_		記·永昌記
		政所に給獄		蔵人所衆	_		
			小舎人		_		
				18 11 54 11	泰時(ママ	)	
			1.46-PP ( ).	検非違使	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —		
			右衛門少志	検非違使	安倍資清	W → U	
107	±3000	######################################	左兵衛督	検非違使別当権中納言	130/10/10/10/20	従二位	BIL DOS
	嘉承2.2.25	忠実邸門前で、悪 僧を逮捕		検非違使	清原忠重		殿曆
188	嘉承2.12.30	検非違使濫行、追 捕		検非違使	_		中右記
189	天仁1.4.25	強盗、京中横行。 外記光遠、警護の 検非違使に射られ る		検非違使	_		中右記・殿暦
			左兵衛督	検非違使別当権中納言	藤原能実	従二位	
190	天仁1.5.17	雑色を刃傷、源仲	右大臣		藤原忠実	従五位下	殿曆•中右
		正ら逮捕			藤原宗忠		記
			左衛門少尉	検非違使	藤原盛重	従五位下	1
191	天仁2.2.3	源重実ら、義忠殺	出羽守		源光国		殿曆·百練
		害容疑で追捕	左衛門尉	検非違使	源為義	(正六位)	抄•歴代編
				検非違使	_		年集成•尊
			大夫尉	検非違使	源重時		卑分脈・系
			右衛門府生	検非違使府生	伴有貞		図纂要
192	天永2.2.29	官史掌成道(姓 欠)逮捕	大夫尉	検非違使	藤原盛重		殿曆
193	天永2.7.21	検非違使別当源 能俊に、下馬礼を 取らず抜刀した播 磨守藤原長実従 者を追捕		火長			中右記
			右衛門府生	検非違使	伴有貞		
194	天永2.9.13.	馬寮馬部、相撲人	院				長秋記
		と闘争	左衛門尉	検非違使	藤原盛重	従五位下	
			権弁		藤原実行		
195	天永2.11.3	源明国触穢	左衛門尉	検非違使	藤原盛重	従五位下	殿暦・中右 記・永昌記
196	天永2.11.21	興福寺に盗、藤原 忠実、道長の先例 にならって氏検非			藤原忠実		殿暦·永昌 記
			左衛門尉	検非違使	藤原盛重	従五位下	
		違使に下す		使庁下部七八人			
197	天永3.4.22	22 摂政賀茂詣の見物 で死傷事件、検非 違使が対応		検非違使文書生	藤原令明	正六位上	殿暦
			左衛門少尉	検非違使	大江行重		
198	永久1.3.13	.13 内裏蘭林坊御倉を 破壊した夏焼大夫 を逮捕	左衛門尉	検非違使	平忠盛	従五位下	殿曆·長秋 記
				_	宗友(忠盛	郎等)	
			左衛門志	_	坂上明兼		

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠	
199	永久1.12.7	滝口実常従者二 人、門前で濫行。 翌年左獄	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記	
200	永久2.1.9	常陸運上物が三河 で盗まれる。三河 国司に仰せ、進上 出来ない場合、検 非違使派遣	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記	
			三河守					
				検非違使				
201	永久2.2.12	強盗・才藤太と共 犯仁柴(伴有貞郎 等)を行重搦取る、 将来。内問、承 伏、右獄	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記	
			右衛門少尉	検非違使	藤原盛道			
			右衛門少志	検非違使	安倍資清			
202	永久2.2.13	法住寺座主房に侵 入したものを搦取、 使庁で令問、追 放。 宗忠、 本主に 実否を尋ねる	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記	
			左衛門少尉	検非違使	橘説兼			
203	永久2.2.14	院御領で法師が院 召仕人近末に殺さ れ、盛道搦取	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記	
204	永久2.2.14	八幡神人、按察使 大納言和泉舎人を 殺害。検非違使別 当から社別当に申 上、犯人将来、門 前対決	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記	
			八幡社別当		光清			
205	永久2.2.16	敦利の従者宅に放 火、敦利が犯人を 搦取り、検非違使 資清を派遣し受 取、承伏			下野野敦和	引(俊)	中右記	
			左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位		
			右衛門少志	検非違使	安倍資清			
	永久2.2.17	京極二条辺で殿下 細工・院薄師が刃 傷され、犯人(院薄 師) 将来。13日、法 興院にいる共犯者 を別当に触れる	左衛門少尉	検非違使	橘説兼		中右記	
207	永久2.2.20	法勝寺、寺中闘鶏 の間に殺人をした 法師二人を検非違 使に進め、令問、 不承伏	左衛門少尉	検非違使·蔵人	平宗実	正六位	中右記	
208	永久2.2.25	甲斐国運上物が駿河で盗まれる。駿河国民民	左衛門少尉	検非違使	源重時	従五位上	中右記	
		河国司に仰せ、翌 4日に重時が駿河 所領住人が共犯で	甲斐守		_			
		あることを訴えたため、重時を遣わす	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位		
209	永久2.2.25	夜行		検非違使	_		中右記	

_	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
210	永久2.3.1	京で和泉守目代国	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
		友殺害。 犯人が按 察使大納言家半	按察使大納言		藤原宗通		
		物夫之法師(日吉 社神人)の為、大	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	
		納言に申し、座主 を召す		日吉座主			
211	永久2.3.3	海賊。行重が使庁 に進上、令問、不 承伏。八幡神人を 称す	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
212	永久2.3.4	宗実、強盗国高将来、承伏。同類は 美濃国・国房郎等 許にあり。問、承伏	左衛門少尉	検非違使・蔵人	平宗実	正六位	中右記
213	永久2.3.5	広実、鎮西安成寺 別当上洛の際、備 前国赤尾泊で海賊 を搦取る。明兼・行 重、受取り11人将	紀伊三位使前所衆		広実		中右記
			左衛門少志	検非違使	中原明兼	正六位上	
		来、承伏せず後日 拷訊	左衛門少志	検非違使	大江行重		
214	永久2.3.8	法橋成進、海賊四 人進める			法橋成信		中右記
215	永久2.3.9	海賊召進	左衛門尉	検非違使	平忠盛	従五位下	中右記
216	永久2.3.10	清隆従者殺害。本	但馬守(本主)		藤原家保		中右記
		主に進めさせる	(本主)		壊賞		
			右衛門少志	検非違使	安倍資清		
217	永久2.3.11	祇園神人を名乗る 海賊、拷問	左衛門少尉	検非違使	源重時	従五位上	中右記
218	永久2.3.11	強盗(嫌疑)搦取 る、拷訊	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
219	永久2.3.12	大津神人(和泉	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		侍)、季兼に殺害	大津座主				
220	永久2.3.25	盛基宅放火、容疑 女が平宗盛の指示	左衛門少尉	検非違使	橘説兼		中右記
		と回答。宗盛に命	左衛門少志	検非違使	中原明兼	正六位上	
		じて美作から進め るが、妊婦のため	右衛門府生	検非違使	内蔵経則		
		来ず、勘問記に不明点があるも、9月	右衛門少志	検非違使	安倍資清		
		に宗盛死去、免	左衛門少志	検非違使	大江行重		
221	永久2.3.27	忠盛、石田散所下	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		人を打つ庁下部を 進め、有貞受取り	右衛門府生	検非違使	伴有貞		
		将来。散禁	左衛門尉	検非違使	平忠盛	従五位下	
222	永久2.3.29	資清、加賀守牛飼 刃傷犯人を将来、 右獄	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
223	永久2.3.29	行重·有貞、摂津		検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		強盗を申上、宗忠	左衛門少志	検非違使	大江行重		
		捜索を命じる	右衛門府生	検非違使	伴有貞		

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
224	永久2.3.29	盛重に申し、盛道		検非違使	平盛重		中右記
		海賊六人を進む	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		
225	永久2.3.29	丹波で馬盗	1 . (A- PP -L- (I	LA H.Ne. LL.	源雅兼		中右記
226	永久2.3.30	川海賊搦進、承 伏、右獄	右衛門府生	検非違使	伴有貞		中右記
227	永久2.4.1	強盗被疑者(国 沢)将来、不承伏 で拷訊	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
228	永久2.4.2	強盗、犯人が源光 国従者の所にいる	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		ため、光国に注進	出羽前司		源光国		
229	永久2.4.3	盛道、殿下細工刃	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
		傷犯人を搦進む。 行重申し、右獄	左衛門少志	検非違使	大江行重		
230	永久2.4.4	内女官、伊予神・	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		盛重従者に打損れ	右衛門少志	検非違使	安倍資清		
		る。一人は召取り 散禁、本主に付し		検非違使	平盛重		
		収票、本土に下し て尋ねる	伊予守	50000	_		
231	永久2.4.4	宗忠随身清里が小		検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		童を殺害、宗忠は 行重に渡し左獄	左衛門少志	検非違使	大江行重		
232	永久2.4.7	行重、中納言殿御随身下野野敦時 子男訴申犯人を搦取り報告。召出し 受取る	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
233	永久2.4.8	御牧強盗在所を検 非違使郎等を副え て搦進したことを時		検非違使郎等 検非違使尉	- 豊原時眞		中右記
		真が報告		100月足000	TT.///// 54		
234	永久2.4.17	八幡別当、盗人•	八幡社別当		光清		中右記
		刃傷等の三人所 進、承伏・内問	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	
235	永久2.4.22	播磨下人・隣人闘 乱凌礫の訴え、八 幡神人・庁下部殺	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
		害傍下部(給右 獄)を報告	左衛門少尉	検非違使·蔵人	平宗実	正六位	
	永久2.5.2	陣頭凌礫の下人三 人を搦取り将来、 令問。散禁、夕方 免		検非違使	安倍資清		中右記
237	永久2.5.3	河原辺殺害犯(為恒)捕獲。4日拷	左衛門少尉	検非違使	源重時	従五位上	中右記
		訊、承伏。同類二 人源行遠郎等、源 為義が匿う(15日	右衛門府生	検非違使	内蔵経則		
		将来、承伏、傷に より左獄)	左衛門少志	検非違使	大江行重		
238	永久2.5.5	奈良僧正(覚信)、同僚を殺害した法	勘学院別当左		藤原為隆		中右記
		師を使庁に下す。 令問、承伏、左獄	右衛門少志	検非違使	安倍資清		

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
239	永久2.5.13	尊勝寺信濃庄年	出羽前司	源光国•郎等			中右記
		貢強盗。重時・光 国郎等が搦取。将	左衛門少尉	検非違使	源重時	従五位上	
		来、承伏、左獄	右衛門少志	検非違使	安倍資清		
240	永久2.5.16	源為義、事を左右	左衛門少尉	検非違使	源重時	従五位上	中右記
		に寄せて公政を進	t dame i	検非違使	源為義		
241	A. H. O. E. 15	せず	右衛門少志	検非違使	安倍資清		+
241	永久2.5.17	小童両手焼損の女を将来、左獄。院	左解門少志	検非違使	大江行重		中右記
		庁官従者が刃傷、 沙汰が下る	左衛門少尉	検非違使·蔵人	平宗実	正六位	
242	永久2.5.19	藤原盛道、馬盗二 人将来	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
243	永久2.5.20	窃盗(財を得ざる	左衛門少志	検非違使(明方)	中原明兼	正六位上	中右記
		者)一人将来	右衛門府生	検非違使	内蔵経則		
244	永久2.5.24	備中運上物盗(八 幡神民)であること	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		を別当光清に触れ る	八幡社別当		光清		
245	永久2.5.25	院庁下部二人を誠め散禁。 鞦盗将来、承伏せず(市	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
		で交易した者を証人として尋る)	左衛門少志	検非違使	大江行重		
246	永久2.5.26	殿下御門で抜刀。 搦取り、使庁に渡 し左政所に給す	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
247	永久2.5.27	左近衛府生下野 野武忠三郎男らの 闘乱、追捕し将 来、右獄。拷問、 不承伏、対決	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
248	永久2.6.7	右衛門陣方で市を成す雑人の濫悪を	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		止める為、宗忠検 非違使を具し参内		検非違使	_		
249	永久2.6.8	美濃の摂関家領に 強盗。資清、犯人 を受取り将参。逃	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
		げた者は看督長に 仰		看督長			
250	永久2.6.9	律師進す所の下法 師二人、左右政所 に給う	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
251	永久2.6.14	承伏しない大津神 人と下部が対決	左衛門少尉	検非違使·蔵人	平宗実	正六位	中右記
252	永久2.6.17	資清将来犯人を 獄・政所に給う	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
253	永久2.6.19	行重、大和国強盗 一人を搦取る(明	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
		兼の沙汰だが所労により行重に付す)	右中弁		藤原顕隆		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
永久2.6.23	大和国強盗疑者 二人を右中弁搦	右中弁		藤原顕隆		中右記
	進、行重に給る	左衛門少志	検非違使	大江行重		
永久2.6.24	強盗。左衛門佐進 む。免	左衛門佐	検非違使	藤原実光	正五位下	中右記
x久2.6.26	永縁僧都、大和国			永縁僧都		中右記
	強盗を搦進、検非 違使が請取る		検非違使	_		
永久2.6.27	強盗(鎮西下人)を 藤原盛道搦取り将 来	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
永久2.6.27	強盗。明兼注進、 盛道に仰せ搦進、 将来、令問、不承	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
	伏。30日武者所、 同類を搦進		武者所	_		
永久2.7.16	衣服を盗む男を、 平宗実搦取る。将 来、左獄	左衛門少尉	検非違使・蔵人	平宗実	正六位	中右記
x久2.7.22	強盗。山階寺清	(山階寺)		清直		中右記
	直、右中弁に渡し、右中弁使庁に	右中弁		藤原顕隆		
	下し、行重預かる。	左衛門少志	検非違使	大江行重		
2 5 5 5 5 5	翌日対決	ZH11276	BOT ALK			
永久2.7.27	窃盗。行重将来、 経元所進。承伏、	t denn t t	LA HAMELIA	経元		中右記
	左獄	左衛門少志	検非違使	大江行重		
²⁶² 永久2.8.12	肥後守国資の蔵に	肥後守		藤原国資		中右記
	家侍が盗みに入 る。搦取り令問、不	左衛門少尉	検非違使	橘説兼		
	承伏。23日、犯人	左衛門少志	検非違使	大江行重		
	搦取る	右衛門少志	検非違使	安倍資清		
263 永久2.8.16	六条富小路窃盗。 円宗寺三昧僧にあり、円宗寺寄検非 違使・経則に召し 出させる	右衛門府生	円宗寺寄検非違使	内蔵経則		中右記
永久2.8.16	按察大納言出納 宅に強盗。使庁が 訊ね、主人に付す		検非違使	_		中右記
x久2.8.16	清水庄年貢使、殺される	左衛門尉	検非違使	平忠盛	従五位下	中右記
永久2.8.21	新御願寺造作工、 侍従藤原実衡雑	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
	色武宗に刃傷。本 主に犯人を出すよ う指示	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	
永久2.8.25	盛道下部、祇園下 人に刃傷される。	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
	別当に触れる	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	
永久2.9.3	濫行。福地御牧	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
	で、俊義を搦め取る。重時追捕、将	左衛門少尉	検非違使·蔵人	平宗実	正六位	
	参、問、左獄	左衛門少志	検非違使(明方)	中原明兼	正六位上	

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
永久2.9.5	強盗。宗忠、国脚力に付す	左衛門少尉	検非違使	源重時	従五位上	中右記
永久2.9.6	明兼、亭子院中に 強盗が入った事を 報告	左衛門少志	検非違使(明方)	中原明兼	正六位上	中右記
永久2.9.11	強盗(法勝寺丹波 庄中住人)を、有 貞搦取る。交名を 進せて共犯者を尋 召す	右衛門府生	検非違使	伴有貞		中右記
永久2.9.12	人を晩景に搦進 す。説兼、北野別	右衛門府生左衛門少尉	検非違使 検非違使	内蔵経則橘説兼		中右記
	当(眞尊)犯人僧 進を報告	ZZ (#31 3 2 8)3	N/I ALIA	Industry		
²⁷³ 永久2.10.2	7 忠実御右厩舎人 秋里殺害	右衛門少尉 左兵衞督	検非違使 検非違使別当権中納言	藤原盛道藤原宗忠	正二位	中右記
永久2.11.1	人を搦進、同類交	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
	名奏聞。盛兼召進 者も盛道に給う	兵衛尉		平盛兼		
²⁷⁵ 永久2.11.4	強盗。盛道七人将参	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
永久2.12.9	堀川辺強盗	左兵衞督 右衛門少志	検非違使別当権中納言 検非違使	藤原宗忠 安倍資清	正二位	中右記
永久2.12.1	0強盗の嫌疑で、摂	右衛門府生右衛門少志	検非違使 検非違使	伴有貞 安倍資清		中右記
	津にいる進士藤原 経俊の従者を召し 捕る。のちに鎮西	左兵衞督	検非違使別当権中納言	藤原宗忠	正二位	
	にいるとの報告で 太宰府大弐に尋ね	左衛門少尉	検非違使·蔵人	平宗実	正六位	
	る	太宰大弐		藤原顕季		
378 永久2.12.1	2 行重、殺害者二人将来	右衛門少志 左衛門少志	検非違使 検非違使	安倍資清大江行重		中右記
永久2.12.1	8 高畠下人宅に強 盗。法勝寺・七条 西洞院にいるた	左衛門少尉	寺寄検非違使	平宗実	正六位	中右記
	め、法勝寺は寺寄 検非違使宗実が尋 ね、将来	右衛門府生	検非違使	伴有貞		
x久2.12.2		左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
281 永久5.5.5	自称源義親追討			城永基		朝野群載
282 元永1是年				源義高		系図纂要
元永2.5.6	京中強盗横行	備前守		平正盛	or marks and	中右記
284 元永2.12.2	7 平直澄ら追捕	備前守 (郎等)	(IA 11-12-14-)	平正盛	従四位下	中右記·長 秋記·百練
		/昨ら云 1 ろ	(検非違使)	_	-	抄
大治3.5.28	新院武者所殺害 犯逮捕	左衛門少尉	多是西海·南海名士) 検非違使	源為義		中記目録

	年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
286	大治4.1.20	兵衛佐公行雑色· 基隆朝臣雑色闘	左衛門少尉	検非違使	源為義		長秋記
		新 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	右衛門少尉	検非違使	藤原盛通	従五位下	
287	大治4.4月	海賊追捕	備前守		平忠盛		朝野群載
288	大治4.11.11	興福寺内で殺傷事	右衛門少尉	検非違使	藤原盛通	従五位下	中右記·長
		件	左衛門少尉	検非違使	源光信	従五位下	秋記・興福
			左衛門少尉	検非違使	源為義		寺別当次 第•百練
			左衛門尉	検非違使	平盛兼	正六位	弗・日禄 抄・十三代
			左衛門少尉	検非違使	源義成		要略•醍醐
			右衛門少尉	検非違使	平正弘		雑寺記ほ
				検非違使	_		か
289	大治5.6.7	皇后宮の侍者等闘		検非違使	_		中右記
		乱		3000			
290	大治5.7.24	有賢、院武者所の 衆と闘争す	左衛門権佐	検非違使	藤原顕能		長秋記
291	大治5.11.12	自称源義親追捕	左衛門尉	検非違使	平盛兼	正六位上	中右記・長 秋記・知信 朝臣記・百 練抄ほか
292	長承1.8.17	公伊法印を捕縛	左衛門少尉	検非違使	源為義		中右記
293	長承2.7.21	延暦寺闘争		検非違使	_		中右記·長 秋記
294	長承3.⑫.12	海賊追捕	兵衛尉	_	平家貞		中右記
295	保延1.	海賊追捕	備前守		平忠盛	従四位下	中右記·長
	3-8月		馬允 国内猛者	_	平維綱		秋記ほか
296	保延5.12.2	延暦寺僧徒・別当 が争う		検非違使	_		百練抄
297	康治2.6.13	源頼盛·源惟正闘 争	左衛門尉	検非違使	源為義		本朝世紀
298	久安5.2.22	使庁下部、散位光 業に恥辱		検非違使	源為義		本朝世紀
299	仁平1.8.26	斎宮齋院使凌礫の 少監物藤原仲盛・ 縫殿大夫行康を譴 責		検非違使	_		本朝世紀· 百練抄
300	仁平3.6.1	石清水八幡宮宿 院濫行、殺傷	左衛門尉	検非違使	平助永	正六位上	本朝世紀
301	仁平3.6.5	合戦	左衛門尉		源頼方		本朝世紀
			右衛門権少尉	検非違使	源義康		
302	仁平3.6.6	頼長侍が賀茂社に	左少史		伴広重		兵範記·本
		乱入	頭右大弁	蔵人	藤原朝隆		朝世紀・百
202	La Tip c 1		権大納言	1V 1F/2F/F	藤原宗能		練抄
	仁平3.6.4	石清水社宿院濫 行	左衛門尉	検非違使	平助永		本朝世紀· 兵範記
304	久寿1.9.27	殺人犯逮捕	右衛門少尉	検非違使	源資経		台記

## 表 2 強訴主体一覧

1	長暦 3.2.18 延暦寺	『扶桑略記』『百練抄』ほか	「武士」				
2	承暦 3.6.2 延暦寺	『為房卿記』『百練抄』『扶桑略記』					
	前下総守源頼綱・甲斐守源仲光・前陸奥守源頼俊・検非違使大夫尉平季衡・右衛門尉検非違使平紀国						
	左衛門尉検非違使紀章成・右衛門		非違使安倍頼重・右衛門尉平正衡・				
	右衛門尉平宗盛						
3	永保 1.8.1 三井寺	『水左記』	検非違使 (「武□□」)				
4	永保 1.9.14 延暦寺・園城寺	『水左記』『為房卿記』ほか	「武門輩」 検非違使				
	前下野守源義家		<b>-</b>				
5	嘉保 2.10.23 延暦寺	『中右記』『十三代要略』『百練抄』	まか 「武士」「武勇之士」 検非違使				
	美濃守源義綱·中務丞源頼治						
6	康和 4.9.3 興福寺・東大寺	『殿暦』『中右記』ほか	「四面郷並庄諸人兵士等」				
7	長治 2.10.30 延暦寺	『殿暦』『中右記』『百練抄』ほか	「武勇士」 検非違使				
8	嘉承 1.9.30 興福寺	『中右記』『殿暦』					
	左衛門尉検非違使源師行	·					
9	嘉承 2.10.6 延暦寺	『殿暦』  源義綱	「武者」				
10	天仁 1.3~ 延暦寺	『殿暦』『中右記』『百練抄』『一代要	記』				
	兵之士」「武勇之輩」 検非違使						
11	永久 1.4~ 延暦寺	暦寺 『殿暦』『百練抄』『皇年代略記』『皇代暦』ほか					
	右衛門少尉検非違使平宗実・検非	<b> </b>   違使源為義					
12	永久 2.7.26 延暦寺	『中右記』					
	大夫尉平忠盛・検非違使志大江行	「重・検非違使藤原盛道・検非違使橘	説兼・検非違使平繁賢・検非違使伴有貞				
13	永久 2.8.13 延暦寺	『中右記』					
	検非違使安倍資清・平忠盛						
14	永久 4.10.16 園城寺	『殿暦』『皇代暦』	検非違使				
15	元永 1.5.22 延暦寺	『中右記』	検非違使並下人等/北面人郎等				
16	保安 4.7.4 延暦寺	『十三代要略』『百練抄』ほか					
	越前守平忠盛・検非違使源為義						
17	保延 3.2 延暦寺	『百練抄』	「武士」				
18	久安 3.6~ 延暦寺・祇園社	『天台座主記』『本朝世紀』『台記』	「諸国兵士」「源氏平氏輩」				
	左衛門尉検非違使源近康・左衛門	引尉検非違使源秀頼・右衛門尉公俊・2 2	左衛門大尉検非違使源為義・				
	検非違使源親康・検非違使平正弘・左衛門尉検非違使源光保・右馬助平貞賢・主殿助源時光・						
	源重成・平盛時・源親弘・(代官) 源義康・源義貞・河内守源秀範・隠岐守平繁賢・佐渡守平盛兼・						
19	久安 4.8.26 延暦寺	『台記』  「勇敢之士」「六軍之兵」					
20	久安 6.8.5 興福寺	『本朝世紀』『台記』『『朝隆卿記』『2	公通卿記』『公卿補任』ほか				
	左衛門尉源頼方・検非違使源光保	<ul><li>・右衛門尉検非違使平家弘</li></ul>					
21	仁平 2.6.9 仁和寺	『本朝世紀』『兵範記』	検非違使				
	左衛門大尉検非違使源為義						

参考 衣川仁「強訴考」(『史林』八五一五、二〇〇二年)

囲みは武官以外の動員、「イタリック体」は官職の曖昧な表記

- $\widehat{\underline{1}}$ ている。弾正台は非違検察も行う。 『令集解』職員令衛門府・衛士府・兵衞府条には各所 官人統制、武器の管理が共通して挙げられ
- を中心としたる平安時代の警察状態』 武官研究の代表的なものとして、谷森饒男『検非違使 (柏書房、

検非違使制度を中心として―』(大学教育社、 初出一九二一年)、大饗亮『律令制下の司法と警察― 一九七九

代表的なものとして大日方克己『古代国家と年中行事』 九七五年)など。武芸を中心とした武官の年中行事研究の 古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五年)、同 『古代国家と軍隊』(講談社学術文庫、二〇〇四年、 初出一

普及会、一九八八年、初出一九三八年)、笹山晴生 年)、小川清太郎『検非違使の研究―庁例の研究―』(名著

『日本

3 安博物館研究紀要』四・五、一九七一・七四年)、森田悌 『平安中期左右衛門府の考察』(『金沢大学教育学部紀要』 朧谷寿「十世紀における左右衛門府官人の研究」(『平

〔講談社学術文庫、二〇〇八年、初出一九九三年)。

二四、一九七五年)。

(『史学研究』一九九、一九九三年)、「王朝国家期における る近衛府府務運営の一考察―『小右記』を中心として―」 吉川弘文館、 営」(笹山晴生先生還曆記念会編『日本律令制論集 佐々木恵介「『小右記』にみる摂関期近衛府の政務運 一九九三年)、鳥谷智文「王朝国家期におけ

> 業高等専門学校研究紀要 人文・社会編』三五、二〇〇一 近衛府大将の役割―『小右記』を中心として―」(『松江工

(5) 丹生谷哲一『検非違使―中世のけがれと権力―』(平 凡社ライブラリ―、二〇〇八年)。

6 (平凡社、二〇〇二年)。 石井進『鎌倉武士の実像―合戦と暮しのおきて―』

(7) 古瀨奈津子『日本古代王権と儀式』(吉川弘文館、 九九八年)。

(8) 高橋昌明『武士の成立 会、一九九九年)、近藤好和「中世武士論の一前提―律令 士』所収、吉川弘文館、二〇〇〇年)。 制下における弓箭の位置―」(同『中世的武具の成立と武 武士像の創出』

9 貴族社会の研究』(塙書房、二〇〇五年)、佐藤全敏 」(『史林』八二―一、一九九九年)、告井幸男『摂関期 前田禎彦「検非違使別当と使庁―庁務の構造と変遷

台の弾と京中巡察を巡って」(『日本歴史』七七二、二〇一

10 館、二〇〇七年)など一連の論考を参照 は川尻秋生『戦争の日本史四 平将門が貴族社会や武士の発生に与えた影響について 平将門の乱』(吉川弘文

11 しえて、一九七九年) 戸田芳実『中右記―躍動する院政時代の群像―』(そ 参照。

武官が関わらないのは表1―

-281/282の二例のみ。 281 は 43

- が不明である。どちらも特殊な事例とみてよい。 源義親を自称した何者かの追討、282は系図史料のため官職
- 衛門府か検非違使の尉官(兼官含む)の場合に使用した。が一二四例。検非違使大夫尉を追捕尉と呼ぶが、本稿では(3) 三〇四例中、検非違使尉・衛門尉が追捕に当たる事例
- れる。 (4) 『政事要略』巻六一所収貞観十二年七月二十日検非違(4) 『政事要略』巻六一所収貞観十二年七月二十日検非違衛門府か検非違使の尉官(兼官含む)の場合に使用した。
- (15) 近衛府の将官以上・兵衛府の佐官以上は除く。
- が同行した(『日本紀略』同日条)。(16) 寛平三年七月七日嵯峨山陵不審火では、修理職に諸
- ((「)) 夜行とは一般に夜間の警邏を指す。十一十二世紀半ば(「)) 夜行とは一般に夜間の警邏を指す。十一十二世紀半ば(「) 夜行とは一般に夜間の裏でに、群盗の風間があった際に行われた。本稿では「夜石」の言葉を用いるが、「大索」「捜盗」「巡察」なども使行」の言葉を用いる場合の両方がある。先行研究には山田の風間)で行われる場合の両方がある。先行研究には山田の風間)で行われる場合の両方がある。先行研究には山田の風間)で行われる場合の南方がある。十一十二世紀半ばに高橋昌明「武官系武士と軍事貴族」(前掲註八所収)。
- この時期はまだ東国での影響が平安京内には出ておらず、反乱扱いであったと考えられる(川尻前掲一〇論文ほか)。年の閏七月のことであるので、この段階ではいまだ地方の「8) 将門の蜂起が国家に対する反逆と認識されるのはこの

- 間以前にも群盗の記事がみえ、夜行が行われている。乱と関係する事項でないと判断し取り上げた。なお承平年
- 合、一度馬寮に集約してから分配されることになる(表1配は馬寮の役目である。諸卿に馬の用意が指示された場(9) 京内と近郊地域の夜行には馬が必要となるが、この分
- 後期の衛府活動実態の一端―」(『日本古代学』五、二〇一

陣直については鈴木裕之「「吉上」について―平安中

20

二)など参照。黄仕丁・陣官とも書く。

拙稿「部領使について」(『人間文化創成科学論叢』一

21

二、二〇〇九年)。

- 一九九六年。初出一九八三年)。 二世紀を中心に―」(『院政期政治史研究』所収、思文閣、(3) 元木泰雄「摂関家における私的制裁について―十一・
- 異姓 | 旁以奉行」とある。必ずしも一般化した認識ではな、大小諸事可」被」仰;氏人 | 歟、故右大丞執事之日、雖;此犯人可」給;氏検非違使 | 者、仍召;藤原朝臣盛重 | 也。案された藤原忠実の見解は「殿下仰云、御堂御記、山階寺召(社) 表 1―96『永昌記』天永二年十一月二十一日条に引用

- に注目したい。 かったようだが、一氏検非違使」や院政期の摂関家の認 識
- 本主に拘禁された状態で調査を行うことも多い。表1―80 した上で検非違使らが捕らえている。前掲注九告井氏論文 では藤原道長邸南僧房に強盗犯が潜み、道長に事情を説明 既に捕獲された下手人を本主から受け取る、 権門勢家の邸宅のアジール性について触れている。 下手人が
- の発達―」(『律令制及び令外官の研究』所収、一九六七 滝川政次郎「事発日記と問注状―庁例における証拠法 『日本紀略』三月十日条によると、その後強盗は梟首
- すぎるため挙げないが、『中右記』永久二年の記事による 註九前田氏、『中右記』永久二年条による。事例が多 別当宗忠はほぼ毎日、このような政務をこなした。

角川書店)。

- 30 靖民編『日本古代の王権と東アジア』所収、吉川弘文館 制度」(『古代文化』五四ノ四、二〇〇二年)。 横澤大典「白河・鳥羽院政期に於ける京都の軍事警察 佐々木恵介「検非違使別当としての藤原実資」(鈴木
- 意を漏らしたことにも表れている(『小右記』寛仁三年十 意見は検非違使別当藤原頼宗が道長の介入を理由に辞任の に指示を出すことを憤慨する宗忠の言い分である。 条破線部は、 第二章二節で挙げた『中右記』永久元年四月二十九日 検非違使別当の頭越しに、院が検非違使官人 同様の

36

豊之祐 | 源為義

表1

- 32 二〇〇二年)。 月十六日条)。別当と権門の関係は稿を改めたい。 強訴については衣川仁 「強訴考」(『史林』八五 五
- (3) 庄司浩「僧兵強訴と検非違使―防禦組織の性格―」 (『軍事史学』二四―四、一九八九年)。
- 34 条大納言(公任)密々示送云、使庁事極多;;奇事,、是兼 例えば『小右記』長和三年四月二十一日条は「今朝
- 事ぶりを痛烈に批判しているが、これが一般的なのではな 間、昏乱無」度、使」鼻如」口、聖人鑑戒而已」と教通の仕 別当年歯極若、又無二才智一、暗夜暗夜又暗夜也、京畿之 仮令雖□禁物□、看督長・放免・別当下人破却、太奇怪也 笠|、又別当(教通)舎人等同切云々、市女笠非 狼藉不」如二今時一、看督長・放免等横一行京中一、 案也、面可□談説□者、誠雖□婿公□不□従□諷諌□歟、 実態から逸脱しているからこその非難ではなかろう |禁制物 切言市女
- 35 るが、秀郷は魚名子孫である 三)などを参照した。また魚名流と秀郷流とで区別してい 化』二九一七、三二一三、一九八一一八二年)、根本隆 摂関期の検非違使尉の家系」(『駒沢史学』六一、二〇〇 野口実「秀郷流藤原氏の基礎的考察一・二」(『古代文
- 前揭三五根本氏論文。 /258忠盛の海賊追捕など。為義の事績は米谷
  - 十世紀から十二世紀半ばにおける武官の追捕

其の家人・郎従の結集・把持―武家政権

集』人文科学編三八、一九七四年)を参照。樹立前夜における武士団棟梁の苦悩―」(『大阪産業大学論

往来社、二〇〇二年)を参照すると、以下の通りである。 総) 平公雅、 橘是茂/追捕使・東山道右衛門少尉小野惟幹/東国掾 就国、上野介大監物平清幹 海道追捕使藤原忠舒、相模介藤原国幹、武蔵介源経基、 【将門】征東大将軍・右衛門督藤原忠文/征東副将軍 ん委員会編 天慶の乱、軍事的配置・軍事功労者一覧」(岩井市史編さ 、押領使・下野掾藤原秀郷、武蔵権介小野諸興、 追捕に当たった者のうち官職と姓名が明確な者 『平将門資料集― 遠江掾橘遠保、 /征東軍監・橘定平、 常陸掾左馬允平貞盛、 -付藤原純友資料 相模権介 清原滋藤 下総権 新人物 は、

警固使 原相安、 宰少弐源経基、 【純友】征西大将軍・参議備前守藤原忠文/征西副将 (・右衛門志大蔵春実/大宰府追捕使・兵庫允左衛門尉在 忠常の乱 (姓欠) 伊与国警固使橘遠保、 /追捕凶賊使・右近衛少将小野好古、次官・大 (長徳元年) は当初、 義友/讃岐介藤原国風、 判官・右衛門尉 讃岐警固使坂上敏基 心崎実警固使藤原慶幸、 追討使は右衛門尉 兵庫允賀茂貞行。 備後 軍

41

『平安遺文』四九〇上野介申請雑事は押領使として隨

兵二〇名を申請する。

品記』『水左記』などを参照)

兼成、 紀為清、 廉、佐伯元方、菅原行基、平時経、平真平、橘孝忠、 東国 源真清、 藤原時経、 安倍師方、 藤原則明、 深江是則、 藤原景季、大伴員季、佐伯経範、 藤原光貞、 大原信助、 藤原茂頼、 清原貞広、 丸子弘成、 藤原季俊、 刑部千富、 大宅光任、 藤原光貞 物部長頼 紀末武、 藤原範季、 清原貞

年合戦絵詞』などを参照) 後三年合戦で源義家が動員した者は次の通り(『奥州後三後三年合戦で源義家が動員した者は次の通り(『奥州後三武真、清原武則、清原光頼、清原武道、橘貞頼、橘頼貞。志、銫屋、藤原経清、平国妙、吉彦武忠、吉彦秀武、清原志、銫屋、藤原経清、平国妙、吉彦武忠、宇曾利、仁土呂【陸奥】金為時、下毛野興重、安倍富忠、宇曾利、仁土呂

(通)、大宅光房、源直、源重宗、藤原実清。 方、末割惟弘、紀七、高七、宮藤王、季武、藤原資道【東国】兵藤正経、伴資兼、鎌倉景正、三浦為次、腰季

下人』吉川弘文館、一九八七年)、森公章『在庁官人と武いては中原俊章「国衙支配と地下下人」(『中世公家と地下いては中原俊章「国衙支配と地下下人」(『中世公家と地下山史学』四六、二〇一〇年)、朝野群載研究会「『朝野群山史学』四六、二〇一〇年)、朝野群載研究会「『朝野群山史学』四六、二〇一〇年)、朝野群載研究会「『朝野群山史学』四六、二〇一〇年)、朝野群載研究会「『朝野群戦』巻二十二「国務条々」校訂文(案)と略註」(『白む)、朝野群載については生島修平・森公章・染井千佳「『朝

庁官人・郎等、

非違使平直方。

不明。『今昔物語』等によれば、頼信はこれ以前に常陸在

のち甲斐守源頼信。忠常の乱当時の動

員

平維時らを動員し忠常を家人としていた。

前九年合戦で源頼義が動員した者は次の通り

士の生成』 (吉川弘文館、二〇一三年)などを参照

43

武家政権樹立前夜における武士団棟梁の苦悩―」(『大阪産 米谷豊之祐「源為義 其の家人・郎従の結集・

- 業大学論集』人文科学編三八、一九七四年)、高橋昌明 **『清盛以前』** (平凡社、二〇一一年。 初出一九八四年)。
- 45 害者か、 満仲の名は表1中に散見するが、このほとんどで満仲は被 摂関期でも棟梁級の武士は追捕にあまり見えない。 『中外抄』では為義父祖の義家や頼信も挙がっている。 現場に居合わせたための行動である。
- (47) 義家以降に河内源氏内で棟梁が確立するのは、早くて も保元の乱後の義朝か、鎌倉幕府成立後の頼朝を待つべき であろう。
- (48) 朧谷寿 『源満仲・頼光』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)。 『源頼光』(吉川弘文館、一九六八年)、元木泰
- 『保元物語』上「官軍勢汰へ並びに主上三條殿に行幸
- 〔50〕 注三八─四○の動員を参考。なお、 討の対象とならぬように権門を通じて訴えている。 『類聚三代格』寛平七年十二月三日太政官符、 将門も忠常も、 追
- ちの前九年合戦での動員に影響を与えている。 大庭御厨濫行と保元の乱、源義平の大蔵合戦と平治の乱と 長徳四年十二月十四日条など。 石井氏前掲註六。また前掲の忠常の乱での動員が、 また源義朝

- 関連からも、 正盛の海賊追捕は、在地において自身の勢力外の集団 同様の傾向が読み取れる。
- (5) 前掲註四九。また源平内乱期における源氏と平氏の権 地方武士団間の闘争に影響を与えたと指摘した川合

を捕えたにすぎないと指摘されている(『中右記』

- 康氏の見解が参照される(川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ 治承·寿永内乱史研究—』、講談社学術文庫、二〇一〇
- 55 度史の研究』、吉川弘文館、一九八〇年 井上満郎「鎌倉幕府成立期の武士」(『平安時代軍事

年。初出一九九六年)。

- 〔56〕 陣中への弓箭持ち込みの禁止については表1― 揭『小右記』長和五年三月二十日条、『小右記』治安三年 げられたが、返却されると矢を射かけた。詳細は不明 四月七日条。「帯弓箭者」は一度捕らえられ弓箭を取り上 -01や前
- 官や軍事貴族のみが許可を得て携行出来るとする。 れば、弓箭帯同は原則禁止であり、大索などに際して、
- 〔58〕『延喜式』、『宇治拾遺物語』十五「門部府生海賊射返 が一つの条件であった 賭弓における「中科」」(『史人』四、二〇一二年)。 いては、下級官人に限らないが、山本佳奈「射場始・殿上 ばしば昇進の条件となった。部領使への就任もまた、 す事」など。近衛府下級官人である府生の昇進で能射はし 高橋氏前掲八所収「武官系武士から軍事貴族へ」によ (前掲拙稿二一)。武官と射芸につ

(前掲

近藤氏註八、高橋昌明「遊興の武、辟邪の武」

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)